

第五十五回国 参議院産業公害及び交通対策特別委員会会議録第九号

昭和四十二年六月十六日(金曜日)

午後一時四十九分開会

委員の異動

六月十二日

辞任

矢追 秀彦君

補欠選任

小平 芳平君

六月十五日

辞任

中野 文門君

補欠選任

楠 正俊君

野々山一三君

加藤シヅエ君

出席者は左のとおり。

委員長

松澤 兼人君

理事

宮崎 正雄君

柳阿 秋夫君

原田 立君

委員

植木 光教君

木村 陸男君

楠 正俊君

柳田桃太郎君

加藤シヅエ君

戸田 菊雄君

成瀬 幡治君

小平 芳平君

瓜生 清君

衆議院議員

兎 議者 角屋堅次郎君

兎 議者 岡本 富夫君

兎 議者 折小野良一君

国務大臣

厚生 大臣 坊 秀男君

政府委員

経済企画庁水資源局長 松本 茂君

厚生政務次官 田川 誠一君

厚生省環境衛生局長 館林 宣夫君

通商産業省化学工業局長 吉光 久君

通商産業省鉱山局長 両角 良彦君

常任委員会専門員 中原 武夫君

内閣総理大臣官房参事官 仲矢 毅君

農林省農地局計画部長 目崎 初美君

通商産業省企業局産業立地部長 馬場 一也君

運輸省自動車局整備部長 堀山 健君

運輸省航空局参事官 梶田 久春君

説明員

本日会議に付した案件
○公害対策基本法案(内閣送付、予備審査)
○公害対策基本法案(衆第一一〇号)(衆議院送付、予備審査)
○公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案(衆議院送付、予備審査)
○公害対策基本法案(衆第二四〇号)(衆議院送付、予備審査)
○公害対策基本法案(衆第一六六号)(衆議院送付、予備審査)
○産業公害及び交通対策樹立に関する調査(産業公害対策に関する件)

○委員長(松澤兼人君) ただいまから、産業公害及び交通対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十二日、矢追秀彦君が委員を辞任され、その補欠として小平芳平君が選任されました。
また、昨十五日、中野文門君及び野々山一三君が委員を辞任され、その補欠として楠正俊君及び加藤シヅエ君がそれぞれ選任されました。

○委員長(松澤兼人君) 公害対策基本法案(閣法第一二八号)、公害対策基本法案(衆第一一〇号)、公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案(衆第一二〇号)、公害対策基本法案(衆第二四〇号)、公害対策基本法案(衆第一六六号)以上五案を一括議題といたします。
坊厚生大臣。

○国務大臣(坊秀男君) ただいま議題となりました公害対策基本法案の提案の理由を御説明申し上げます。
近年わが国においては、目ざましい経済の高度成長が遂げられつつあり、産業構造の近代化、人口の農村から都市への集中、工業地帯の形成等が予想をこえた速度で進行しておりますが、このよ

うな急激な経済的社会的変動の過程において、企業の公害防止施設や社会公共施設の整備の立ちおくれ、立地や土地利用に対する適正な配慮の不足等のため、大気や水の汚染、騒音、悪臭等による公害の発生が各地に見られ、人の健康や生活環境に対する脅威となつて、重大な社会問題を引き起こしております。

このような公害を除去するため、政府としては、従来、大気汚染、水質汚濁等の発生源の排出の規制、公害防止施設の整備を促進するための金融上、税制上の措置等をそれぞれ講じてまいりましたところですが、公害問題は複雑かつ困難な問題を内包しているため、必ずしも満足すべき効果をあげ得ず、また、対策が制度化されていない公害も残されている現状であります。
これらの個々の対策を今後とも強化充実することは、もちろん必要とするところではありますが、公害対策は、相互に有機的な関係を保ちつつ、総合的、計画的に推進される必要があります。そのためには、公害対策の共通の原則を定め、事業者国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害防止のための基本的な施策を確立することが重要であります。

このような見地から、国民の健康を保護するとともに、生活環境を経済の健全な発展との調和をはかりつつ保全することを目的として、ここに公害対策基本法案を提案することとした次第であります。
次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、公害の防止に関する事業者、国、地方公共団体及び住民の責務を明らかにしたことあります。
第二に、大気汚染、水質汚濁及び騒音については、環境基準を定めることとし、公害防止対策は、この基準の確保を目標にして総合的かつ有効適切に講ずべき旨を規定したことあります。

第三は、公害の防止のために国及び地方公共団体の実施すべき施策について規定するとともに、特定の地域については、施策の総合的な効果を確保するため公害防止計画を策定し、その実施を推進することとしたことあります。
その他、公害にかかる被害に関する救済制度の整備の促進、公害防止についての費用負担、財政措置並びに公害防止のための行政組織として公害対策会議及び公害対策審議会を設置することを規

定してあります。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) それでは、発議者衆議院議員角屋堅次郎君。

○衆議院議員(角屋堅次郎君) 公害関係二法案について、順次御説明を申し上げたいと思っております。

まず最初に、公害対策基本法案について御説明申し上げます。

私は、ただいま議題となりました公害対策基本法案につきまして、日本社会党を代表して、提案の理由並びにその趣旨を御説明申し上げます。

およそ公害は、今日、洋の東西を問わず、産業生産の目ざましい発展、人口の都市集中化、交通機関の高度の発達等に伴い、逐年増大の傾向を示し、大きな社会問題、政治問題になっております。したがって、いづれの国においても、国民を公害から守るために、公害の予防、排除、救済について、思い切った措置を講ずべきことは、まさに現代政治に課せられた重大な責務と申さなければなりません。

災害は忘れたころにやってくるということがあります。公害には必ず公害の発生源があり、この発生源に対する総合的な対策を講ずれば、時に被害が人命にまで及ぶことがあります。かの有名なイギリスのロンドン事件では、一九五二年十二月五日から九日まで約一週間のスモッグで、四千名にのぼるいたましい犠牲者を出しました。また、ベルギーのミューズ事件、アメリカのドノラ事件、メキシコのボザリカ事件等でも相当の死者を出しております。わが国では、熊本の水俣病事件で四十一名の死者を出し、その原因の徹底的究明をいまいちしている間に、第二の水俣病事件が、新潟の阿賀野川で発生し、現在大きな社会問題、政治問題になっていることは御承知のとおりであります。いやしくも、公害が人命にまで被

害が及ぶことは近代国家の恥辱であり、人道上からも絶対許し得ないところであります。この意味で、二度にわたる水俣病事件の政治的責任は、きびしく糾弾されなければなりません。

わが国の憲法は、その第二十五条第一項において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことを述べ、同条第二項において、「国は、すべて生活部門について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」旨規定しております。

わが国の公害の現状を見ると、はたしてこの憲法の条項は完全に守られていると言えるのであろうか。いなむしろ、公害にかかる国民の基本的な権利は全く無視され、侵害されていると断ぜざるを得ないのであります。

今日、都市の住民は、ばいじんによつた汚れた空気を吸い、亜硫酸ガスのために、ぜんそくなどで苦しんでおります。かつては魚をつり、遊泳ができたほど澄んでいた川の水は、工場の廃液や家庭の汚水のために、どぶ川と化しつづつあります。また、ジェット機の交通騒音のために、静穏な日常生活は破壊され、学力の低下や食欲減退、高血圧の増加等を引き起こしております。地下水の過剰汲み上げ等による地盤の沈下は、災害の危険を増大させております。その上、住宅難、交通難、生活環境に望まれる安全、健康、能率、快適の条件は、ますます遠のくばかりであります。東京都の美濃部知事が、選挙の際、「東京都に青い空」と都民に訴えて、共感を博たしたことは、けだし当然のことと申さなければなりません。

日本の都市公害が国際的レベルにおいて決して好条件にないことは、降下ばいじん量一つをとってみてもおのずから明らかであります。降下ばいじん量は、毎月一平方キロ当たりのトン数で表示されますが、東京の二十六・五トンに対し、ロンドンは半分以下の十一・五トンであり、大阪の十三・七トンに対し、ロサンゼルスは四分の一以上の七・七トン、ピッツバーグでも半分の十六・

四トンであります。その上、総合エネルギー調査会や経済審議会の答申にもあるとおり、昭和四十六年度の総合エネルギー需要が、石炭換算で三億七千万トンと昭和四十年実績の一・六倍に達し、しかも石油が供給構成の六八%を占めること見込まれております。したがって、亜硫酸ガスの発生等による大気汚染要因がさらに増大するわけであり、それに、工場、事業場等の増加による大気汚染、水質汚濁等の悪化要因をあわせ考えれば、今後公害の予防、排除のため、総合計画に基づく土地利用区分の設定、工場立地の適正化、公害防止施設の研究開発、厳格な規制等、なすべきことありまわめて多いことをあらためて痛感するものであります。その際アメリカのロサンゼルス、日本の宇都市など、大気汚染防止対策で顕著な成果をあげてきた教訓は、公害防止の指針として積極的に取り上げられなければなりません。いづれにせよ、今日我が国の公害対策が、従来のような産業偏重、生産第一主義の姿勢では、これからの公害対策の万全を期することはとうてい不可能であり、われわれがつとに国民の健康、静穏な日常生活、財産及び農林水産資源等を公害から守るといふ大前提に立つたみずから公害対策基本法案を提示し、政府に強く善処を要請してまいりました

のも、責任ある政党の立場として、けだし当然のこととあります。佐藤内閣も、われわれの強い要請と世論の前に、ようやくみこしをあげ、先ほど坊厚生大臣より御説明のありました内容の政府案を提案されたのであります。政府案発表当時あらゆるマスコミがあげて批判したごとく、経済界の圧力に屈して、当初の厚生省試案より大幅に後退し、およそ公害対策基本法案たるにふさわしいバックボーンに欠けていることは、まことに遺憾であります。政府は、かつての水質二法、ばい煙規制法等で、本来の公害防止よりも産業との調和に目を奪われ、ほとんど実効をあげ得なかつた過去の誤りを再びここで繰返さんとしているのであります。われわれは、わが国の公害の現状と将来に深く思いをいたし、国民の公害対策基本法

案に寄せる期待にこたえるため、最善の努力を尽くさなければなりません。その意味において、われわれの案こそまさに国民の期待にこたえる最良の案と信じ、以下、若干政府案にも言及しつつ、その内容のおもなる点を御説明いたします。

まず第一は、本法の目的に関する事項についてであります。われわれの掲げている目的は、そのまますなおに御理解いただけると存じますが、政府案には「経済の健全な発展との調和を図りつつ」というきわめて重要な字句が挿入されているところに問題があります。この表現は、第一条の目的と第八条の「環境基準」に出っておりますが、本来公害の防止とは異質のものであり、国民の生存権にかかわる公害対策が、産業界の要求に道を譲って公害対策の万全は期し得ないし、企業自身も他の企業の公害によって被害を受けている事例に徴しても、当然削除すべきものであります。国民の健康と福祉の保持が、事業活動その他の経済活動における利益の追求に優先することを原則とし、い限り、公害の発生を防止することはできないと思考するからであります。

第二は、公害に対する事業者の責任を明確にうたっていることとあります。本来公害は、発生者責任主義によつて処理すべきものであり、公害の主たる発生源なる事業者は、その社会的責任の立場からみても、進んで公害防止のための万全の措置を講ずべきであります。このことは、われわれの基本的主張であるのみならず、公害審議会答申、社会開発懇談会中間報告、人口問題審議会の意見、国民生活上対策審議会の答申等の中でも、一致して同様の主張を述べております。従来、日本の事業者の場合、政府の企業擁護の政策と相まち、公害に対する企業責任の自覚に欠け、あるいは責任を回避する傾向が強かつたことは、経団連の「公害防止対策の基本的な考え方」の中でも、明らかに読み取れる点であります。事業者の中には、日本の産業経済や地域開発に貢献しているというゆえをもって、ある程度の公害発生は目大にという

尊大な気持ちがあったり、あるいは、企業間競争や国際競争に勝ち抜くためには、コストのかさむ公害防止施設の設置や所要の公害防止事業の実施など、ほどほどにという企業エゴイズムの強いものもあります。われわれをして率直に言わしむれば、年間六千億円をこえる交際費のたとい三分の一でも四分の一でも、思い切つて公害防止事業に振り向けるといふ新しい企業者モラルを持つべきだと思つております。われわれは、一方で強く企業責任を追及する姿勢をとる反面、責任遂行に伴う必要な資金の確保及びあつせん、税制上の措置、助成金の交付等の施策は、企業の実態に即して、十分やつてまいりたい所存であります。なお、公害防止の徹底と公害にかかわる被害の救済に万全を期するため、事業者の無過失賠償責任を明らかにしたことは、きわめて重要な点であります。

第三は、国及び地方公共団体の責務を明確にし、公害の発生の防止のみならず、公害にかかわる被害の救済に関する施策を講ずることを明らかにいたしました。

第四は、政府が公害対策に関する五カ年計画を作成して、国会に提出するのみならず、これを広く天下に公表し、毎年その実施状況を国会に報告する義務を課しております。これは、なぜか政府案から除かれておりますが、公害防止に関する総合計画の樹立は絶対必要であり、その年度別計画の実施状況とあわせ、国会と国民にその内容を明らかにすることは、責任政治の立場から見ても当然のことです。

第五は、公害行政の一元化による所要の機構整備をはかったことです。

すなわち、今回新たに公害の発生の防止に関する行政事務及び公害にかかわる紛争の処理に関する事務を統一し、かつ公正に遂行させるため、総理府の外局として中央公害対策委員会を置き、この委員会に事務局及びその地方支分部局、中央公害対策審議会並びに公害防止研究所を置くこととしたしております。

また、都道府県または指定都市に、地方公害対策

委員会議を置くことができるとし、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、公害行政の一元化をはかる所存であります。これらの新たな機構には、技術的職員等の配置を含め、公害行政の一元的運営に必要な陣容を整備することとし、公害に対する国民の強い要請にこたえてまいりたいと存じます。

この点について、政府案は、現体制の上に公害対策会議という、いわば関係関係会議ともいふべきものを設けるに過ぎず、従来の各省のセクシヨナリズムの排除、迅速適確なる行政運用などほとんど期待し得ないことは、過去の実績に徴しても、おのずから明らかであります。

第六は、公害にかかわる許容限度の設定について、中央公害対策委員会は、中央公害対策審議会の意見を聞いて、大気汚染、水質汚濁、及び騒音のそれぞれについて許容限度を設定することとし、その基本的条件は、住民の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源等が侵害されないようにするため、必要かつ十分なものでなければならぬと明確に規定して、公害から国民を守るのき然たる態度を明らかにいたしております。しかも、この許容限度については、常に適切な科学的判断を加えて必要な改定を行なうこととしたしております。

第七は、排出等の基準の設定についてであります。

排出等の基準の設定については、中央公害対策委員会が中央公害対策審議会の意見を聞いて行なつてまいりますが、その権限を一部地方公害対策委員会等に委任することができることとし、中央、地方を通じて、実態に即した機動的運用をはかる所存であります。許容限度と排出等の基準との関係は、発生源対策としてきわめて重要な点であります。政府案のように両者の関係があいまいで、しかも環境基準が経済の発展との調和で制約されるようでは、そもそも環境基準を設けた本来の意義が失なわれてまいります。その点、われわれ

の案では、前述の基本的条件に適合した許容限度をこえないという大前提に立って、発生源たる事業者等の遵守すべき基準を設定してまいるのであります。

第八は、公害にかかわる被害についての救済制度についてであります。

これは、公害にかかわる被害を受けた国民からすれば重大関心事であります。従来事例に徴しても、公害紛争は、被害者と加害者の間で短期間の間に処理されることが一般的に困難であり、かつ加害者が不特定多数で見きわめがたい場合において、現に被害者が公害にかかわる死亡もしくは病状という事態も当然予想されます。したがつて、われわれは、公害にかかわる被害者の立場に立って、救済基金制度や救済のための公害保険制度等の創設を検討し、その結果に基づく救済制度を確立して、公害にかかわる被害者に対する医療の給付もしくは生活費の給付または公害にかかわる被害についての原状回復等の救済がすみやかに行なわれるようにいたしたいと存じます。また、公害にかかわる紛争が生じた場合における中央公害対策委員会等による紛争の処理についても必要な施策を講じ、問題を迅速適確に処理してまいりたいと考えております。

最後に、公害の顕著な地域等における特別の施策については、政府案は、基本法案の中に実体的性格の内容のものまで含まれていると考えられますが、われわれは、この点については明確に区分し、別に「公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案」として、基本法案と同時に提案してまいります。

以上が、われわれの提出いたしました公害対策基本法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。提案理由の説明を終る次第であります。

引き続きまして、公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案について御説明申し上げます。

私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案の提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

すでに公害対策基本法案の提案説明の際にも申し述べましたように、今日の公害による被害の発生は日に日に増大の一途をたどり、国民の健康と生活はもとより、その影響は産業自体にまで及び、いまや正常な生産活動を阻害する事態すら招来せしめているのであります。したがつて、わが党の公害対策基本法案の二十条の規定にございまして、特に現在、公害が著しく発生し、また今後著しく発生するおそれのある地域につきましては、早急に除去または予防を総合的かつ計画的に実施する必要があると考へる次第であります。これが、この法律案を提出する理由であります。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第一に、現に公害が著しく発生し、または人口及び産業の急速な集中等により公害が著しく発生するおそれのある地域について、中央公害対策委員会がその関係地域の地方公害対策委員会に対して、実施すべき公害防止計画の基本方針を示し、その計画の策定を指示することとしたいたしました。

また、地方公害対策委員会は中央公害対策委員会にその指示を求めることができ、公害防止計画を作成するにあたっては、都市計画その他土地利用計画との調整をはかることも、関係市町村長、住民、事業者等の意見を聞かなければならぬこととしたしております。

第二に、公害防止計画の内容は、公害発生の原因となる施設の立地及び土地利用の規制、さらに国または地方公共団体の実施する事業のうち緩衝地帯の設置、住居と敷地の買い上げ、家屋と宅地造成、工場移転、共同処理施設、道路、下水道、汚水処理場、清掃施設、工場団地など公害防止に関係する計画または事業を含むこととし、それを推進するために必要な監視、測定等の体制の整備について定めることとしたしております。

第三に、公害防止計画を達成するために、国及び地方公共団体が十分な措置を講ずることはもとより、国と事業者はそれぞれその経費の一部または全部を負担することとし、負担すべき事業者の範囲と負担割合については、中央公害対策委員会と定める標準に基づき関係者が協議して定めることなど、所要事項を規定いたしております。

○委員長(松澤兼人君) 次に、発議者衆議院議員岡本富夫君。

○衆議院議員(岡本富夫君) 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま上程されました公害対策基本法案につきまして、その提案理由並びに要旨について簡単に御説明申し上げます。

わが国の産業経済の著しい発展は、人口の都市集中及び都市化を増大し、都市の過密、交通量の激増と生産設備の拡大増設は、住宅難、交通難に加えて必然的に産業公害発生の規模を増大し、これが国民の健康に重大な被害を与え、一時も看過できない問題となっております。

すなわち、国家のすべての施策は、常に国民大衆の福祉増進をその目的とした手段でなくてはなりません。経済の高度成長政策は、産業経済の発展のみにすべてを集中し、国民生活の上に産業公害をおおいかぶせ、国民大衆に最も大切な健康維持の上に犠牲をしいる結果になったのであります。本来の産業経済の発展は、常に国民大衆の健康の維持と文化的生活の向上を確保する義務が伴うべきものでなくてはなりません。

ところが、現実には、この目的に対する法の整備がきわめて不十分であり、今日における全国的な公害を招来したのであります。

いまわれわれの急務は、すでに極度に汚染された大気と騒音、振動、河川の汚濁と臭気、さらには、人体をむしばんでゆく有毒物から国民の身体を守り、その原因の除去に全力を傾注しなければならぬことでもあります。

しかるに、今回上程されております政府案には、重大なる問題点が数多くあらわれているのであります。

まず、その目的において「国民の健康、生活環境を守るとともに、経済との健全な発展との調和をはかりつつ」とうたっていますが、国民の健康優先をあと回しにし、経済発展いかんによっては国民の健康も維持できかねるという底意をあらわすもので、大きく法律の目的を失うものであり、総理の言う「人間尊重」に相違していると言えましよう。

次に申し上げたいことは、事業者の責任が不明確である点であります。現行法における規制のあいまいさは、事業責任者が社会生活の上から道義的に公害防止をはかることを裏づけにすべき精神と解せられるものであります。現実の公害状況は、もはや業者責任を明確にしない限り、公害を防止できないと言えましよう。

また、被害者に対する救済、損害補償についても責任ある手段が明文化されていないことは、政治責任をのりよとする態度であります。さらに、環境基準の設定においても経済調和を強調している点は、結論的には、経済状態に法的措置が大きく左右されることとなります。

このよう理由において、わが党は、画期的な公害対策基本法案を提出し、徹底的に公害を追放し、最優先的に国民の健康を保護することにも、国家の繁栄に資するべきであるとの立場から、本法案の御審議を願うものであります。

では、その要旨について簡単に御説明申し上げます。

その要点は、一、人間性尊重を第一義としたこと。二、発生原因者の責任を明確化すること。三、中小企業に対する助成措置を特化したこと。四、行政の一元化をはかること。五、地方公共団体にも行政上の権限を与えたこと。次に法案の内容についてその概略を御説明申し上げます。

第一は、その目的において、人間性尊重、大衆福祉の立場より、国民の健康、生活環境の保全を第一義として、さきに提出された政府案のよりに「経済の健全な発展との調和をはかりつつ」という、人命と経済の並列をなくしたことであります。すなわち国民の健康保全があらゆる事業活動における利益の追求に優先することを原則としたことでもあります。

第二は、事業者、国、地方公共団体の責務を明確にした点であります。特に公害発生の多くを占める事業者の責任については、無過失責任も負うべきことを明らかにし、公害対策は、すべての産業政策に優先して策定されなければならないことを明らかにしました。

第三は、公害防止計画であります。五年ごとの長期計画を立案し、その目標を達成するための総合計画及び年度別計画を作成し、国会に提出すること。また、一般にも公表し、実施状況を毎年国会に報告することとして、公害対策の計画的推進を保障しようとするものであります。

第四は、環境基準及び排出基準、及び排出基準の設定を行なうにあつての厳重な規定を設けております。環境基準については、諸条件等を十分に考慮して実効的な基準を定め、かつ運用についてより適切な措置が行なわれるよう規定し、排出基準については、今日までの対策の実情を考慮し、より適切な措置が行なわれるよう整備を行ないます。特にこの基準は最高のものであつて、できるだけ努力すべきことを明らかにし、また、改善命令、停止命令等による規制の強化を行なつた点であります。さらに、規制の強化のみでなく、中小企業等に対する助成にも特別措置をうたつたことでもあります。

第五は、公害に関する研究調査については、科学技術の振興、また必要な指導及び助成を行ない、公害の発生防止と、発生した公害に対する措置の実施を保障するよう規定の整備を行ないました。

第六は、公害の顕著な地域の特例の施策についてであります。このような地域については、その地域の基本方針を定め、これに基づいて具体的計画を確立し、その達成に必要な措置を講ずべきことを規定しました。

第七は、公害による被害についての救済制度の整備について、救済の遅延、不完全、不履行等を防止するため、国が責任をもつて必要な施策を講じ、事業者に対する分担金の賦課等の制度を確立し、また紛争処理制度を確立するのに必要な施策を講ずべきこととし、救済の保障を明確化したことでもあります。

第八は、行政事務及び紛争処理等の事務を統一的に、かつ公正に行なうために、総理府の外局に、国会の同意を得て任命される委員によつて組織される中央公害対策委員会を置くこととし、地方には地方公害対策委員会を設けることとし、特にこの点は、公害行政の統合一元化ということであり、行政の効率化と行政委員会による行政の中立性を確保しようとするものであります。以上、公明党提案の公害対策基本法案につきまして、提案理由並びに法案の要旨のみを御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。説明を終る次第であります。

○委員長(松澤兼人君) 次に、発議者衆議院議員折小野良一君。

○衆議院議員(折小野良一君) 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました公害対策基本法案の提案理由並びにその内容につきまして、簡単に御説明申し上げます。

わが国経済の目ざましい発展は、一面におきまして、多くの国民の犠牲の上に成り立っていると申すべきであります。かかる高度成長政策のみならず、統制する公害は国民の健康をむしばみ、生活環境の悪化はゆゆしい社会問題を惹起しているものであります。しかも、産業の集中と人口の過密化は、これに対する適切な施策のないままに、

公害の恐怖とその害毒をますます慢延させているのであります。したがって、公害の防止は、国民の健康を守り、財産を守り、よき生活環境を維持する上で、何をさておいても早急に解決されなければならぬ。国政上の最重要課題の一つである。と確信いたしますが、現実には、その施策の裏づけたるべき法の整備が不十分なために、公害を全国的に野放しにする結果を招いているのであります。すなわち、現行法制におきましては、第一に、公害と認定される統一された規定がなく、そのため、公害排出に対する規制が円滑に遂行されておられません。

第二に、公害の防止に関する事業者等の責務があいまいでありましたがために、公害の事前の防止はもとよりのこと、被害補償や苦情処理等の救済も非常におくれているのであります。

第三に、公害に関する基本的事項が定まっていないため、現在の公害関連法律はすべて事後法であり、事前にこれを防止するという十分な法的措置がとれない状態にあります。

以上の諸点から、今日の事態は公害を抜本的に防止するための基本法案の制定を切実な問題として要請しており、本案を提出する理由は、まさにここにあるのであります。

次に、法案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一は、その目的において、この基本法は、国民の健康と生活環境を守るために、総合的かつ十分な対策が講ぜられなければならないことを明確に規定いたしましたのであります。すなわち、公害対策についての人間尊重と社会正義の立場を宣言したものであります。

第二は、事業者・国・地方公共団体等の公害に対する責務を明確に規定した点であります。特に、公害原因者である事業者の責任について、故意過失にかかわらず責任を負うべき旨を明らかにし、公害対策についての施策はすべての産業政策及び企業利益に優先して策定され、及び実施されなければならないことを明記いたしました。

第三は、公害の発生の防止に関する計画等についてであります。十年ごとの長期目標を定め、この目標を達成するための総合計画及び年度別計画を作成し、これを国会に提出するとともに一般に公表し、または実施状況を毎年国会に報告することとして、公害対策の計画的な実施を保障しようとするものであります。

第四は、許容限度の設定と排出等の規制を行なうための基準の設定について、明確かつ厳重な規定を設けております。許容限度については、地域の用途別、水域の利用目的別、昼夜の別、人口密度等を考慮して実効的な基準を定め、かつ運用について適切な措置がとられるよう規定し、排出基準については、今日までの対策の実情を考慮し、より適切な措置が行なわれるよう規定の整備を行ない、特にこの基準が最高限度のものであつて、できるだけそれ以下にするようにとめるべきことを明らかにし、また、改善命令、停止命令等による規制の強化を行なつたのであります。

第五は、公害に関する研究調査について、科学技術の振興をはかり、必要な指導、助成を行ない、公害の発生防止と、発生した公害に対する適切な措置の実施を保障するよう必要な規定の整備を行なうことといたしました。

第六は、公害の顕著な地域等における特別の施策についてであります。このような地域につきましても、その地域の公害防止の基本方針を定め、これに基づいて必要な具体的公害防止計画を樹立し、その達成に必要な措置を講ずべきことを規定いたしました。

第七は、公害による被害についての救済制度の整備につきまして、特に現実問題として、その原因並びに責任の不明確であることによる救済の遅延、不完全、不履行等を防止するため、国がその責任において必要な施策を講じ、自後事業者に対する分担金の賦課等の制度を確立し、また、紛争処理制度を確立するのに必要な施策を講ずべきこととし、公害による救済の保障を明らかにいたしました。

第八は、公害対策についての行政事務及び公害にかかわる紛争処理等の事務を統一的に、かつ公正に行なうために、総理府の外局として、国会の同意を得て任命される委員によって組織される中央公害対策委員会を置くこととし、その下に各都道府県及び指定都市に地方公害対策委員会を設けることといたしました。特にこの点については、行政機構の統合一元化による行政の効率化と行政委員会による行政の中立性を確保しようとするものであります。

以上、民主社会党提案の公害対策基本法案につきまして、提案理由並びに法案の要点のみ御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) 以上五案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(松澤兼人君) 産業公害及び交通対策構立に関する調査を議題とし、産業公害対策に関する件について調査を行ないます。

これから質疑のおありの方の御発言を願うわけでございますが、先ほど理事会の御了解を得ましたので、私からごく簡単な質問をすることを御許し願いたいと思ひます。

それは、愛知県に起こつております佐屋川かんがい用水の問題で、約十万户の農家の方々から、三興製紙工場の排水のために田植えができないというところを、委員会あて、または委員長あてに陳情がございましたので、簡単に、それぞれの所管の役所に御質問申し上げます。

おそれ、これは工場の関係から言いますと通産省、それから水の関係から言いますと経済企画庁、用水の関係から言いますと農林省ということになるかと存じますが、実際にどのような事態が発生しているか、さらにはどのような対策を現にとつておられるか——これにつきまして、順次関係の官庁の方々からお伺いしたいと思います。私は委員長としての立場でございますので、質疑の繰り返しはいたしませんので、現状と対策、どうなつてい

るかということをお簡単に御説明、御答弁をいただきたいと思ひます。

○説明員(目崎初美君) 現状と、現在とつております対策の概要を御報告いたします。

けさ現在、私どもが出先の東海農政局を通じて聴取いたしました状況を申し上げますと、この問題はいろいろな側面からとらえることができるのでございますが、一つは、木曾川の河川の流量が非常に減つております事実でございます。あわせて、ちょうど植えつけの時期でございますので、佐屋川用水から取り入れております関係面積が約千五百町歩ございます。だんだんと田植えの最盛期に入つてまいつております。そこで、現在工場の

廃液の濃度は、当初、水質の基準で定められた線をおおむね守つておるやに聞いておりますけれども、水量が減りましたために、取水地点におきまして相当の汚濁をいたしておるわけでございます。そこで、現状といたしましては、何とか工場の廃液をとめるという措置をいたしたいと思ひます。あわせて、できれば河川の流量を増加する措置が好ましい、こういう二点が当面の問題になるわけでございます。

農林省といたしましては、まず水量に対する対策といたしまして、佐屋川の取水地点にポンプを応急的に増設いたしました。これが平常ならば、自然流下で取水せきから河川流量が入つてくるのでございますけれども、水量が減つておりますので、特にポンプを使ひましてこれを揚水せざるを得ないのでございます。六月の十四日ごろから逐次ポンプをふやしまして、現在では十五台のポンプを臨時に運転をいたしております。現在、おおむね三トン・毎秒程度の取水をいたしております。さらに、十七日ごろから二十五台のポンプを設置いたしました。毎秒四・五トン程度の水を取水する予定で目下進めております。この措置ができれば、現在の流量だけから見ますと十分ではございませんが、おおむね、植えつけ用水には支障はないものと思われまふ。水量的に見ますと、そういうことが言えるのでございます。

五

の主力機械を操業休止いたしました十五日現在に
なりますと、それは操業が落ちましたので、二〇
〇PPMという状況で非常に低下をいたしました
です。こういう状況でございますので、一応現在
の大事なかんがえ期における、しかも異常濁水期
という状況におけるかんがえにつきましまして、何
とか農業側の御要望に沿えておるんじやなからう
かというふうにわれわれは承知をいたしておるの
でございます。さらにまた、たゞいま農林省から
御説明のありましたように、地元の農業側からは
さらにこの主力機械の操業休止を二十一日まで延
長していただきたいという付帯的な御要望もあるよ
うでございますけれども、会社側といたしましては、
この主力機械は全生産量の大体半分をこれで
生産する主力機械でございますので、十五日から
十七日まで繰り上げて休止をいたしました、二十
一日まではひとつ会社側としてはぜひ稼働いたし
たい。二十二日以降月末までは当初お約束いたし
ましたとおり、さらにこれを操業休止するとい
うことを会社側のほうは申しておりました、この辺
の具体的な状況につきましては逐次地元におきま
して双方の御事情を把握いたしまして、大体これ
で差しつかえないものというふうに判断をいたし
ておりますが、今後、工場側の排水状況その他
の、通産当局のほうでは状況を常時十分把握をし
ていくという状況でございます。

なお、これが当面の濁水期の緊急措置でございます
ですが、この祖父江工場の排水はこの木曾川に、
たゞいま企画庁の御説明がございましたように、
三十八年に水質基準をきめられました、平常時の
きめられました水質基準と、工場側の水質基準は
十分この排水水質基準以内にあるわけございま
すけれども、先ほどお話のありましたように、木
曾川の河床低下あるいは中州の状況が変りました
たというふうなことで、従前木曾川の河口へ主と
して流れておりました排水が、農業用水の佐屋川
の取り入れ口に転流したというところに新しい問
題が出てきたわけでございますが、これらの事態
にかんがみまして、会社側のほうでは、単に水質

基準を守っておるということだけではいけないと
いうことで、これは昨年来、通産局から指導いた
しまして、会社側のほうにいたしましたも、たい
へん技術的にはむずかしい問題でございますけれ
ども、このパルプの黒液燃焼装置を急遽設置する
というところを取りきめまして、濃縮燃焼装置で
ございますが、この装置をつけましたのに六、七億か
かる、非常に膨大な経費を要するのでございま
すが、これを四十三年末までに取り付けるとい
うことにきめておりました、これを取り付けますと、
この水質は、現在水質基準が一〇〇PPMで
ございまして、これを四五〇PPMまで低
下し得るということ、大いに努力をいたしてお
るのでございます。さらにまた、これは四十三年
までかかりますので、その間の期間といたしま
しては、こしプレスファイナーというのを一台導
入して、黒液を抽出をして、一応穴にためてお
き、それを逐次船に積みまして、差しつかえない
海まで捨てていくというふうな措置までやつてお
りまして、会社側といたしましては、大体資本金
五億ぐらいの会社でございますが、その水質基準
以下に下げることにつきまして、会社側としまし
ては一応精一ぱいの努力をしておるというふう
にわれわれは判断をしております。

○委員長(松澤兼人君) ありがとうございます。いまし
た。それぞれの関係官庁及び出先の方々、御尽力
いただいたありがとうございます。
なお、これで全部が解決したわけじゃございま
せんから、さらに円満な妥結を見るように御努力
願いたいと思っております。
○成瀬瀧治君 関連でございますから簡単に伺っ
ておきたいと思うのですが、御案内のとおり、こ
こが穀倉地帯であることが私が申し上げるまでも
ない。また弥富の金魚、金魚で有名なところ
でございます。責任は会社になんかということになる
のです。水質基準を守っておる、ですから、
責任、手落ちというものは会社になかったのだ、
そういう観点をとられるものなのか、どうなんだ
しょうか。その辺のところをひとつ、まず明らか

にさせていただきたい。それはどこになるか。こ
れはいわゆる水質ということになるなら、経企に
なるのか通産になるのか、どちらになるの
か。
○説明員(馬場一也君) たゞいま私、御報告申し
上げました水質基準一〇〇PPMというの
水質保全法によりまして企画庁がこの川につ
いておきめになった、いわば規制基準でござ
います。たゞいま私が御報告いたしましたように、平常
時の水質基準はその水質基準以内にもろろん
さましておきますし、さらに他面、臨時の濁水期等
で、操業を一時休止することによりまして、さら
に平常時の約三分の一程度にとどまっておる、こ
ういう状況でございます。むろん、この水質保全法
の水質基準というものは、いわゆる公的な規制法
の排出基準でございますから、これをこれ以上に出
すというものは、むろんその水質保全法なり、あ
るいは工場排水法違反でございまして、これは当
然公的規制を守らなければいかぬことは当然で
ございますが、同時に、この基準以内に出して
おいても、具体的にいろいろな農業その他に御迷惑
をかけるというふうな問題は、これは基準を守
っておる守らないという問題は、これは一応別問題に私
どもは存じております。したがって、たゞいま
のような異常濁水事態に対しましては、会社側と
いたしましては平常時の状況を——できるだけ操
業を休止する、その他の応急措置をとりまして、
そうして農業側にてできるだけ御迷惑をかけるな
い、いわば農業と紙パルプ工業とのお互いの操
業を、まあひとつできる範囲まで譲り合って、そ
うしてお互いにひとつ差しつかえないよう
にやっていく。こういうことをやりますのは、これは
この水質保全法の公的規制の以内でございまして
も、必要に応じてお互いに話し合ってやるべき
ことだというふうな存じております。
○成瀬瀧治君 いや、責任はどこにあるかとい
うことだけ明らかにしてもらいたい。話し合っ
てやるのだとか何とかがいふことじゃなくて、責任は……
そういうふうな法律を工場側は守っているのだ、

だからわしのほうで操業を停止してやるのは、農
民に対して一つの恩恵を与えるという、そういう
態度なのか。そういう場合には、操業を停止する
というのがあるたゞいまの話しになるのか。その
ところをびしっとしてもらいたい。そうでないと、
いわゆるざる法で、今度提案されておられます
対策基本法も同じことで、ざる法ばかりふえ
たって意味がない、そういう一つのモデルにな
てくると思う。ですから、そのところを明らかに
してもらいたい。こういう意味で質問申し上げ
ておるのですから、そのところをびしっとして
もらいたい。
○説明員(馬場一也君) 先ほど来、企画庁のほう
から御説明もございましたように、どの川でもそ
うかと存じますけれども、水質基準をきめます
ときには、その川の水がどういう状態にあること
が、いかにあるか、具体的に申せば、この水質基準
は河口におきますノリその他の漁業に対する水質
であれば支障がないということを基準に水質基準
がきめられておる、こういうぐあいに承知をいた
しておるのでございます。したがって、この
水質基準以内には会社が操業しておきます場合に
は、平常時におきましてはおそらく、ほかの農
業、漁業に御迷惑をかけることはないはずでござ
います。ただ、本年度のようないろいろ異常濁水
時期ということになりますと、まあ水質基準は、
こういうふうな異常に流量が減ったときの流量を
予想してつくられたものでございまして、こ
の場合には、会社側のほうで平常の水質基準を
守っておるからという一点張りでは、これはいけ
ないかと思っております、その場合にはやはりそ
ういふ状態に対応して臨時に御迷惑をかけるな
いような措置をする。お互いに、農業のほうの御要求を受
け、あるいは会社側のほうもそれに対してなし得
る限りのことをするといふのは、当然のことかと
存じております。
○成瀬瀧治君 そうすると、こういう異常の事態
が発生した場合にも、その責任は工場側にある

と、この点は明らかですね。そういうふうに言い切っていますか。

○説明員(馬場一也君) 責任というのはどういふ意味の責任か、私よくわかりませんが、普通の状態で川が流れております場合には、企画庁がおきめになりました水質基準を守っておれば、他の産業の支障にならないというのが水質基準であろうかと存じますので、その場合におきましては、この水質基準以内にこれを守ることが大体においてその産業としてなすべきことを一応果たしておる、こういう関係になるかと思いますが、しかし、この水量が異常湧水によって非常に激減をしたという場合は、これはまあいわば天然自然の現象でございますので、天然自然の現象で会社側の罪にも歸せられない、あるいは農業のほうの事情でもないというふうな、いわばお互いに予想しなかつたような事態が起きたときには、これはもうだれに責任があるか、これは会社側の責任で湧水になったのではなからうと思っておりますけれども、しかし、そういう事態に対応して、そのときにはお互いに迷惑をかけないという状況には、どういふふうにしたらいのかということをお互いに話し合つて、会社側も操業を休止するということはたいへんつらいことでございますが、同時に、農業に必要なかんがい用水が一定の水質で異常湧水の場合でも保たれるということは、これまた大事なことでございますから、その関係をどうやって確保するかという問題は、これは基本的に申しますればやはり両者が話し合ひ、もしその話し合ひについて必要がございすれば、通産局なり、関係の役所がそれに対してごあつせんをするとか、あるいは話し合ひの仲介をするというものが、まあ両者の関係を円滑にする道ではなからうか、かように存するのでございます。

○成瀬幡治君 これは先ほど農林省のほうがいみじくも要望ということをおいでおられる。法律に従つて云々することができないことは私も承知しておるのです。それは水質基準というものは、あるいは工場排水規制法というものは、増

設されたときにはどうするか、いろいろなことがないわけですね。水が減つたり、いろいろなことがなくて、まあ簡単にいへば法律はあるけれども、産業優先のような形になつてしまつておるところに問題があつたり、あるいは何か工業立地適正化法案ぐらいが用意されておるようですけれども、いろいろなことをして努力をされようとする、そういうこともわかるわけですね。しかし、現実にごういふことが起きたということになれば、これはもう何とでも譲り合つて、そしてしかも片方は三百六十五日とはいわなければ、生産は取り返しができるものかと思つて、田植え時期というのはいちど期間しか許されぬ。これは延びたいへんなんです。ですから、そういう場合には、どちらを取るかということになれば、なるほどそれは工業生産がたいへんなことだといふことはわかるわけですね。わかるわけですけれども、それは譲つてもらわなくちゃならぬと思つて、ですから、農民のほうから強い要望等が出てくる、あるいは地元の農政局等のほうから強い要望が出れば、あなたの方の通産関係のほうの姿勢としては、機械をとめさしても田植えはさせる、こういう考え方でございませうか。

○説明員(馬場一也君) 刻々の状況でございますので、流量もたぶん刻々変わつておりますし、こういう刻々の具体的な現場の状況というものは、われわれ東京におりますと的確に把握できませんので、ただいま先生のお話のようなことが今後起こつてまいりましたらば、この湧水期に対してただいま述べましたような精神で、ひとつ現場、現場の具体的な状況に即して、実情に即した措置をとるようには調産局として指導したい、かように考えます。

○成瀬幡治君 ポンプ・アップ等を盛んにされて湧水に備えることも、まあそういうものが薄くなるようにと申しましよるか、そういう努力をされてもおりますが、しかしそれは、そういう努力はうんとしていただかなきゃならぬとともに、万が一それでもなおかつという場合は、いまあなた

がおつしたような、そういう姿勢で取り組んでいただくことを、私も心からお願ひをしておきたいと思つてます。

それから、そうでないといふ何と云つたつて、あそここの穀倉地帯はほんとうにまあ田植えの時期としてはおそくなつておる。しかも気候があれですから、時期を失したら取り返しつかないことになると思つてますから、そういうことでやつていだけだいたいと思つてます。この際のことですから、あとは基本法の審議のときに、いろんな点でまた意見を交へつて質問をしていきたいと思います。工場排水規制法というものはいいものだ、だからこら辺のところはあまりなぶらんでもいいという考えをお持ちなのか。こういうふうなこと、これは出た一つの例でございますが、私はまだほかにもあつたと思つてます。そういうことについて、いままで運用もしてお見えになつたろうと思つてます。たとえば水質の保全のほうは昭和三十三年から施行されておるし、工場排水規制法も三十三年からやられておるわけですから、いままであなたたちが実際にこれが運営に当たられて、なるほどりつぱなものだ、これで大体手落ちがないというふうにお考えになつておるのか、いろいろな困難な問題があるんだ、ここらあたりは再検討しなくちゃならぬというふうにお考えになつておるか。その運用をいままでやつてお見えになりました、過去まあ約十カ年。初めてこの問題が出たわけじゃございませぬ。ですから、そういうことについても何か御感想があるなら、この際承つておきたいと思つてます。

○政府委員(松本茂君) 水質保全法が制定されました、実施に入りましてから、かなりの年月を経過いたしましたわけでございますが、最近公害防止につきましても基本法が成案を得まして目下御審議を受けておる、こういう状況でございます。公害対策基本法が成立いたしましたれば、これは公害に關しましての基本的な国の姿勢を示すものでございまして、公害に対する施策は今後この精神に

のつとり、またこの規定に即してやつていくと、こういうことになるわけでございます。水質保全法はそれに対して一つの実施法になつていくわけでございますから、基本法が確定いたしますれば、それに即して、それに即して水質保全法も必要な点があれば改正していく必要があるかと、こういうふうにお思つておられます。そういうこと、現在具体的に問題点がないかどうか、いろいろ検討いたしておるところでございますが、たとえば目的のところ、あるいはまた、今度基本法におきまして環境基準という考え方が確立されておるわけでございますが、まあ流水基準というところで、いままで運用におきましては環境基準におおむね相当することは想定してやつてまいつたわけでございます。今度新しくそういうふうな環境基準ということが規定されておりますので、それに関連する規定をやはり水質保全法に制定する必要があるのではないかと、こういうふうにも思つてます。また、規制の対象としておられます工場、事業場、鉱山、水洗炭業の事業場、それから下水処理場、こういうものを対象にいたしておるわけでございますが、今度新しく防止法が制定されますと、廃油処理場あるいはまた屠殺場、へい獣処理場、し尿処理場、そういう河川を汚濁する、一つの經常的に事業を行なつております施設がいろいろあるわけでございますが、そういうものが現在のその対象に入つておらないので、そういうものをこの保全法の中に取り入れていくべきではないか、こういうふうにお考えられます。そういう点を総合いたしましたので、その結論に即して所要の改正を加えていく必要がある、こういうふうにお思つておられます。

○戸田菊雄君 具体的な質問に入る前に、これは内閣総理大臣官房になるわけですが、公害という概念についてひとつ説明をしていただきたいと思つてます。

○説明員(仲矢鏡君) ただいまお尋ねのありました公害という概念はたいへんむずかしい概念でござ

ざいまして、何をとらえて公害と申しますか、まあ公害ということばは、たいへん失礼でございますけれども、これは英語の「パブリック・ニュー・サンス」ということばを日本語に訳した「公害」ということばを書きおろすわけでございます。ただ、元来公害という字をばつて意味は、不特定多数の原因で、だれがどういふ形で出したのかかわらない、けれども、とにかく何らかの現象が出てくる。たとえは煙のようなもの、これは工場の煙突から出る煙もございましょうし、家庭の暖房の煙もございましょうし、あるいは自動車の排気ガスの中にもまじっている煙もございましょうし、そういういろいろな現象がまじって一つの煙、大気汚染という現象を生じて、それによって被害を受けておる。そういう、出たところも受けるところも、きわめて不特定多数でばつ然として、悪いことばを使いますと、だれが犯人かなかなかきめにくいというものを、パブリック・ニュー・サンスということばであらわしておるの、通例だと考えておきます。ただ、これはまあ語源的な意味で申し上げたわけでございますけれども、現実にはわが国で公害と言われているのは、いわゆる不特定多数の原因による不特定多数者の被害だけをわが国で公害と言っているかと申しますと、必ずしもそうでございませんで、これは事例は非常に悪いのでございませんで、工場がある地域に一つしかない。その工場の煙突から出る煙、これによる害につきましても、これを一般に公害と呼んでおきます。この呼び方が語源的に正しいかどうかということば、これは語源的な意味での判断はあろうかと思ひますが、社会感情としてはどうも不特定多数のものでないと公害とは言わないという、そういう日本語としての感じはないようございまして、多くの人が何と申し上げますか、じわじわと目に見えないような形でいつの間にか被害を受けている。その被害を持っていく場所というものが、因果関係その他で画面としないようなもの、そういうものをとらえて公害

と言つておるのが通例でございます。それからもつと極端な例を申し上げますと、ときどき新聞などをにぎわしておられます、野犬が郊外の荒地あたりを跳梁いたしまして子供にかみついたりしている事例、こういうのをとらえて、これも公害だと言つておられる方々をいふ例もございませんで、そういうふうには、公害ということばは、比較的人口に膾炙しておることばではございませんで、現在の社会通念的な意味での内容がはつきり固まつていない。その辺が実は公害という問題を処理する上での一番むずかしい問題でございます。それで公害基本法をつくり出すときにも、公害というものの定義をどうすればいいのかわからぬ議論があつたわけでございますけれども、一応何と申し上げますか、語源そのものの正確さを全く捨てたわけではございませんで、社会通念というものの従ひまして、できるだけその社会通念に近いような考え方で、発生者が不特定多数であるのか不特定少数であるのかということに、あまりとらわれないで、むしろ何らかの形での被害の受け方がかなり不特定多数の広範囲にわたるか、そういうものを公害ということに考えたらどうか。現在の日本の社会感情としてはそういうとらえ方が一番妥当なんじゃないかと。基本法では公害というものをとらえるのにあたりまして、そういう考え方をとつたわけでございます。

戸田菊雄君 この問題にあまり時間をとりたくないが、何か結論はあまり抽象的で、びりつけないのですけれども、世界保健機構あたりでは、いまあなたが説明されたようなことは全然言つてないのです。そういう問題については、地方自治体あるいは企業、こういうものがすべて適切な救済措置といふべきだ、こういうことを明確に言つておるわけですか。そういうことは、あとで基本法等の問題についていふれ具体的に何つてまいりたいと思ひますが、私が聞いたのは——具体的に出

おる問題についての補償、救済、こういうことについて国がやっていることは皆無にひとしい。そういう事態の中で、一体公害というものについてどういふ認識を持っておるかということばを聞いたのですが、あまり明確には出ておりません。これは具体的な問題について進める中で何つてまいりたいと思ひます。

それで、第一にお伺いをするのは航空局関係です。運輸省からも来られておりますからお尋ねしたいと思ひますが、最近ジェット機の騒音が市民生活に非常な影響を与えている。今後もおそらく航空というものが相当拡大発展することは間違いないと思ひます。ことにジェット機の運航というものが増大することは間違いないと思ひます。そういうジェット機騒音に対して、ことに四発ジェット機でありまして、これらが離陸するとき一体何ホンぐらいの騒音が発生するのか、その辺が一つであります。それから、たとえば羽田から羽田の飛行場一つと見て、その騒音というものはどの辺まで地域的には影響を与えているのか、その辺の問題が一つあります。それから、たとえば牛が乳が出ない、鶏が卵を産まぬということがあると思ひますが、こういうものに対して騒音の被害といふものがあるかどうか、こういう問題について具体的にひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(梶田久春君) ただいまの御質問の第一点につきまして、東京並びに大阪の国際空港におきます騒音の状況でございますが、東京国際空港におきましては、昭和三十四年十月、それから大阪の国際空港におきましては昭和三十九年の六月に、それぞれジェット機が就航するように相なりしました。それ以後、ジェット機の騒音がひんぱんになります。それ以後、いろいろな騒音の問題が非常に大きな問題になってまいつたのでございませんで、実は東京国際空港の状況につきまして、日本音響学会が、先ほど御指摘のありました四発のDC8型機につきまして、当該航空機の発着騒音についていろいろ測定いたしました結果の数字

が手元でございますので、御説明申し上げます。離陸時には、航空機の飛行経路に沿ひまして、滑走路——これは御承知のように滑走路長三キロメートルでございます——の先端から一キロメートルで最大百ホン、それから四キロメートルで最大九十ホン、それから六・五キロで最大八十ホンと、こういう数字が音響学会の調査の結果出ております。しかも、その継続時間は大体五秒ないし十秒間、こういう結果になっております。

それから、第二点のお話でございますが、実はこういう航空機の騒音によりまして、家畜類、たとえば御指摘のございました、鶏が卵を産まなくなるのではなからうか、あるいは乳牛が乳の出が悪くなるのではなからうかということにつきまして、今日までいろいろ各界において検討されております。で、その中で、実は基地周辺——これは防衛庁の所管いたしております基地でございますが、基地周辺民生安定法の制定促進実行委員会というところの資料では、こういう騒音が畜類等に非常な影響を与えるのだということば、法務省の人権擁護局あたりで苦情を申し込まれたことがあるやに聞いております。その際、法務省人権擁護局から防衛施設庁へは、「厚木米海軍航空基地の航空機騒音による人権事件について」といふ通告がございまして、その中で、騒音が健康にある程度影響を及ぼしておる疑いがあるけれども、主張されておるような健康上の被害が騒音に起因し、他の原因によるものでないと断定することは困難だといふふうな通告があつたこと一つ例でございます。それから、鶏の卵の問題でございますが、これは騒音がそういう鶏の産卵率に直接影響を与えるようなことではないと、それから乳牛の場合につきましても、乳牛を他の地区から航空機の騒音の障害のあります地域に連れて参りまして、そこで放牧なり何なりいたしました際には、一時的には乳の産出量が減るようございませんで、しばらくたつちますと、もとに戻るといふふうな状況である。こういう調査の結果を私も受けておる次第でございます。

○戸田菊雄君 いま、いろいろキロによって滑走路から出発する際の音量というのについて説明があったのですが、これは大体何ホン以上になると、いわば市民生活に障害を与えるのか、あるいはテレビやラジオの受信等についても障害を与えるのか、そういう基準といえますか、そういうものを一応航空局あたりで出しておるわけですか、その辺はどうですか。

○説明員(梶田久春君) 実ほどの程度のホンの場合いろいろな障害が起こるかということ、私も調査いたしましたところ、普通の学校の教室内で先生が生徒にいろいろ授業をやっておられますが、そのときの先生の声は七十ホンというふうに承知いたしております。したがって、当該学校において七十ホン以上の航空機の騒音が発生いたしますと、先生の授業が困難になると、一応の標準といたしまして、そういうふうにご了解いたしております。

○戸田菊雄君 これは羽田の場合ですけれども、大森第四中学校屋上でジェット機の騒音の測定をやった結果が出ております。それによりますと、夏場でありましたけれども、これは大体百ホンないし百五ホンです。こういうことになりまして、いま説明がありましたように、先生の発声音量といふものは七十ホン、それ以上になると妨害になる、こういうことですから、少なくともいまジェット機が運航されておる大阪や羽田については、飛び立つその周囲にそれらの音量が発生される、ところではしばしば授業というものは中断される、こういう結果が出てきておると思うのですが、そういう問題についてはどういった一歩措置をとっておるか、具体的に説明をお願いしたい。

○説明員(梶田久春君) 御指摘のような状況で、現在羽田の周辺は非常に騒音による障害、被害を受けておられることは事実でございます。で、先生御指摘の第四小学校は大森第五小学校と記憶しておりますが……。

○戸田菊雄君 第四中学校、屋上です。
○説明員(梶田久春君) はあ、そうですね。そう

いったことで私も羽田の飛行場の周辺につきましては、いろいろ測定点を設けて、各小学校、中学校、そういうところにおきます騒音のいわゆるホン数を調査いたしておりますが、こういう騒音といふものに対して対策といふものは、これはまあいろいろと措置しなければいけない状態でございます。つきましては、今回国会にもお願い申し上げまして、公共用飛行場周辺におきます騒音防止法案を御審議願っております。いろいろ騒音防止法案を御審議願っております。教育、それから人間の基本になります教育施設、学校、それから常に静穏を必要といたします病院、あるいは診療所、そういう施設については早急に防音工事を施行いたしたい、これが今度の法律の中にございまして、騒音の防止工事の助成ということでございます。それと、こういう騒音を防止いたします以前の問題といたしまして、できるだけ騒音を規制すること、できるだけの騒音を規制すること、御承知のように羽田におきましては、夜間のジェット機の離着陸を、夜間十一時から午前六時まででございますが、閉鎖の了解を得まして、現在禁止いたしております。大阪におきましても同様でございます。それからもう一つは、飛行機の飛行経路によりまして、そういう大森地区におきます騒音のホン数がかかり異なってくる。現在、羽田には三本の滑走路がございまして、A滑走路、C滑走路、これはおおむね大森のほうに向かっておりますが、それで直進いたしました場合の騒音と、海側に旋回いたしましたときの騒音とを比較いたしますと、四ないし五程度のはずは異なる時、あるいは気象条件によつてそれぞれ異なりますが、おおむね四、五ホン程度の差がございまして、右旋回いたしました場合には、海側に旋回いたしました場合には騒音の量が少なくなるというところがございますので、現地におきます騒音防止対策委員会といった組織がござ

ざいですが、その要望も加味いたしました。現在羽田空港におきましては、飛行経路を規制いたしております。かような措置によりまして、できるだけわずかでも騒音を少なくしようということ措置いたしております。

○戸田菊雄君 この市民生活に耐え得るためにはいろいろあると思うのです。いま言われたように、夜間規制によって睡眠を妨害するということを取り去る、その辺はできるでしょう。だけれど学校の場合は、何といつても昼間ですから、これはどうしても離着陸、こういうものについては規制ができません。そのうち、勢い対策としては騒音防止対策、こういうものになつていかなくちやいけないと思つて、その周囲の各学校とか、あるいはまた市民全体、いろいろ障害を受けておる者に、どうしても早期に防止対策というものを——政府が責任をもつて、航空会社と協力して、そうしてひとつモデルケースというふうなものをやってみてはどうかというふうなことが意見として大きく出てきているのですけれども、そういう問題については何か具体的な防音措置——いまおっしゃられたことは、大体運航規制のない運航方法によつて少しなりとも防音というものを減少させよう、こういう説明にとどまらず、どのように思いますが、そういう何か具体的な、積極的な防音対策というものがいいのかどうか、その辺はどうですか。

○説明員(梶田久春君) 航空機の騒音を積極的になくするということ、あるいは相当幅広く軽減させるということ、現在の技術水準からいまして非常に困難性がある。もちろん世界各國におきまして、航空機自体が発します騒音の何らかの軽減策といふものについては、あらゆる面から検討いたしておることは事実でございますが、現状におきましては見るべき程度の騒音軽減という技術はなかなか私どものほうでは見つかからない状況でございます。したがって、地上におきま

た、いろいろの施設を設置することによりまして可能でございます。たとえばエンジンのテストをやる場合には減音装置のあります建物の中でやるということ、これは現に羽田でやっております。それからランアップの際にはサイレンサー、いわゆる消音装置を装置することによりまして、そういう騒音が外部に伝わることを防止するといふ措置も可能でございますが、航空機自体の騒音といふものについてはなかなか現時点においては技術的に困難である。したがって、そういう航路を、やめるというわけにはまいりませんし、勢い積極的に学校、病院等におきます防音工事を実施するということ、さらには一般住民の方も航空機の騒音によりましていろいろと障害を受けておられるわけでございます。非常に迷惑を受けておられるわけでございます。こういう場合におきましては、当該住民の居住しておられる区域を管轄します市町村において、共同の学習施設なり、あるいはいろいろの共同利用施設をつくられる場合には、国がその建設費について補助をいたします。助成いたしまして、そういう事項も今回の法律案には入っております。また、羽田の周辺におきましてはこのような例はございせんが、たとえば、大阪の空港におきましては、あの周辺において農業をやっておられる方が、あんたたくさんございまして、そういう方々が、これは騒音による直接の被害ということではございせんが、滑走路延長上で農耕に従事しておられる方々が、飛行機が低空で着陸あるいは離陸するといった場合に、いろいろと圧迫感というものを受けるわけじゃないか。そういう場合、農耕の作業に非常な支障を来たしておるのじゃないか、こういう農業を経営いたしておりますか、こういう農業を経営いたしておりますか、その事業上どうも損失を被る、これを補償するといふ、いわゆる防音工事の実施施行、それから共同利用施設の補助、それから損失補償、農耕損害補償、もう一つ、損失補償と申し上げましたのは、飛行場のある一定の区域をわれわれ現在検

計中ですが、一定の区域をきめまして、その中に住んでおられる方、一定区域の中におられる方につきましては、あまりやかましい所は移転をさせていただく、これは当該本人から申し出がございましたらば、その建物の移転につきまして償上しよう。また、ある一定の区域につきまして土地も買入れしようという措置、こういった措置を今回の騒音防止法案の中に織り込んでございまして、本年度すでに三億円ばかり、額は少額でございますが、予算についておりますので、できるだけ積極的に、そういうたいわゆる住民の生活環境に寄与し得るような方向でいろいろと措置をとってまいりたい、かように考えております。

○戸田菊雄君 これは、諮問第十二号に対する第一次追加答申というのが航空機騒音対策、こういうことで航空審議会から政府に答申されたわけです。いまおっしゃられたようなことは、この中に具体的に答申内容として盛り込まれておるわけです。ですから、問題は、私はそういういまおっしゃられたようなことが実行形態として具体的にやられておるか。大体ジェット機で問題がある空港というものは羽田と大阪に限定されているわけです。また、こういう過密地帯に対する騒音というものは非常に最近大きくなっているわけです。だからそういう問題に対して、こういう答申案に基づいたものが具体的に尊重され、実行されているかというのをいま聞いたのですが、残念ながら三億程度の予算措置をやったけれども、しかしそういうものに対してどういう助成で、どういふふうに金というものが使われているか。さしずめ私は、学校とかあるいは幼稚園であるとか、そういうものに對してはこれは大きな問題だと思っているのです。だからそういう問題について、各学校なんかも独自のいま調査研究をして、そういうデータというものをいっしょに出さうとおるわけです。そういうものをやはり吸い上げて、適切な防音装置対策というものを立てていく、こういうものがやられていかなくちゃいけないと思うのです。これは一つ

の例ですが、そういうものがいまの説明にはないのですけれども、何か具体的なものがありますか。

○説明員(梶田久春君) 先ほどの説明で、具体的な件に触れませんが、いろいろお話がございましたが、四十二年度予算三億の金は具体的に申しまして、これは実際にこれをやるところまで現在いってありませんが、おおむね東京におきましては学校三校、大阪におきましては六校、計九校の学校の防音工事の補助ということで考えております。

○戸田菊雄君 せっかくこういいたい答申があるんだけれども、いまおっしゃられたものによりまして、学校関係九校と、こういうことでございまして、やはりもっと早急にそういう執行というものを推し進める必要が私はあると思うのです。何かどこかに欠陥がないかということなんです。たとえば運輸省内において公害対策というものがあると。私が調べた範囲では船舶技術研究所ですか、これが何か公害問題というものが設置された、こういうことですが、そういういわば組織機構上の問題について、運輸省としては再検討の余地がないかどうか。また、そういうところから、いまの公害対策というものはあまり進展していない、執行されていない。こういう弊害というものが生まれてきていないかどうかということですが、それはどうですか。

○説明員(梶田久春君) 運輸省の機構上の点について、こういういった公害問題を処理するのが非常におくれているのではなからうかというお話でございしましたが、船舶局の公害、これはおおむね海水汚濁の問題ではなからうかと思っております。これは現在、運輸大臣官房でやっております。

それから、航空機のこういう騒音に對しますいろいろな施策につきましては、航空局自体がやっております。運輸省の組織の中でいろいろ利害が相反するために、こういう施策が円滑に実施できないというところは全然ございせん、むしろ航空機の騒音問題に對しますいろいろ

の施策というものは、航空局が最も実態についてよく把握いたしておるわけでございますから、航空局自体でこういうたものを推し進めることが最も有効な方法ではないかと、かように考えております。

○戸田菊雄君 それから、これはどなたに伺ったらいいかわかりませんが、運輸省における公害課の設置について、機構上これはどうあるべきかいいと思いませんか、大体機構のあり方についてですね。

○説明員(堀山健君) 先ほど研究機構のことについてお話ございましたが、実は船舶技術研究所の中に陸上部門につきましては陸上交通部というものがございまして、それが今般予算の上では通していただきましたが、ただいま御審議中の設置法の関係で、自動車に対する公害の研究機関を今度部として増設する、こういうことになったわけでございます。

〔理事柳岡秋夫君退席、委員長着席〕
それで機構として、何と申しますか、運輸省は海陸空全部を含んでおりますので、これを一つの機構としてまとめやることが一つの方法かと思っております。それから膨大な組織機構でございます、それぞれ特色がございまして、自動車のように数の多い、何と申しますか、船のように一隻がオーダー・メードのようなものと、それから自動車のように大量生産されるものと、これは扱いが違ふと思っております。自動車の場合におきましては、この研究所の中に、そういう自動車について、主として排気ガスを中心とした交通公害担当のものをつくって、そこで専門的に研究する、そしてその成果を行政に反映させる、こういうこととしております。

○戸田菊雄君 いろいろ説明を聞いておりますが、騒音防止の問題はやはり財源の問題じゃないかと思っております。いまおっしゃられたように、三億と、こういってありますが、三億ではとても私は完へきな具体政策を推し進めることは

できないと思うのです。一体どのくらい当面の予防措置として予算が組まれば、具体的な施策ができるのか、その辺の見通しについてひとつお聞かせを願いたいと思っております。

○説明員(梶田久春君) 御承知のように、去る三月二十二日の閣議了解をもちまして空港整備五カ年計画を策定いたしました。これが内容につきましては今後早急に詰めることになっておりますが、総額千五百五十億のいわゆる空港整備の投資額、この中で騒音対策の費用を考へる。これは新東京国際空港の分は別でございます。したがって千五百五十億の中で騒音対策費はどの程度のものを見るかという作業を現在やっておりますが、御指摘のように本年度の三億、初年度でございまして非常に少額でございまして、われわれこういうものには相違ございません。できるだけ来年度以降大蔵省との折衝もございしますが、私どもが考えますような十分な額をできるだけ取るように努力いたしたい、かように考えます。

○戸田菊雄君 ぜひ、そういうことで進めていただきたいと思っております。

次に、厚生省にお伺いするわけですが、この公害の被害者救済制度の問題についてですが、たとえば社会的に問題になりました水俣病の場合に現地で一応結着をつけたわけでありまして、この死亡者が実は三十万ですね、葬祭料が二万、生存者のおとな、これが十万円、子供が三万円の年金、子供が成人になれば五万円、一体こういう公害による被害者救済というものを政府としてはどう考えておられるか、これは人の命がたつた三十万で片づけられている。少なくとも交通災害の場合には最低百五十万、われわれとしては当面これを五百万まで上げると、こう言っているのではありませんけれども、こういう問題について厚生次官はどう考えておられますか。

○政府委員(田川誠一君) 公害の問題は、いろいろその因果関係がたいへんむずかしい問題が非常に多うございまして、原因がはっきりしているところ

ろは原因者が補償をするわけでございます。いま御指摘の水俣の場合の金額をおっしゃられ、たいへん少ない額だということでございますけれども、これはお見舞金として差し上げたものでございませぬ。地元自治体から差し上げたものでございませぬ。いま、そうした何と申しますか、補償救済の制度が確立してございませぬから、そういう具体的なことにつきましてはつきり何と申しますか、具体的なこれこれだということもございませぬ。今度基本法におきまして被害の救済に必要な制度を整備するということも、私どもも考えておりますが、そうした将来の問題といたしましては十分検討していかねばならない問題ではないか、このように考えております。

○戸田菊雄君 その検討するということは、結局救済というものは必要であるから国が直接——その負担割合はどうかというように国が直接——をいたしまして、そういう補償態様というものをつくるということですか、つくる。かりにつくるとすれば、当面どのくらいがその限度と考えていませぬか。死亡あるいは、ほとんど就労不能といふか、そういう場合、一体その辺の見通しについてはどうなんでしょうか。

○政府委員(田川誠一君) 具体的な金額については、その原因であるとか、そのときの状態であるとかということ、いまここで申し上げるわけにはまいりませぬし、また、そうした金額がすぐ出る問題ではございませぬ。救済制度は何かの形で立てていかなければならないということで、公害に関する紛争処理の問題であるとか、あるいは被害の判定、原因を把握する専門の機構の整備というような問題を、あわせてたまたま検討してございませぬ。

○戸田菊雄君 具体的に申し上げたこの数字を、水俣病の場合この補償金はどうか考えますか。厚生次官低いと考えますか、これでいいと思えますか。

○政府委員(田川誠一君) 必ずしも十分の額であるというところは申し上げられませぬ。

○戸田菊雄君 少なくともいま災害発生の場合、国が直接それに対しては、一たん支出をして、あとで地方自治体が幾らと申してそれを処理していくわけですね。少なくとも公害における問題は人命に直接関係する問題ですね。そういう立場からすれば、こういう補償なり医療態様について政府はやはりすべて国で当面めんどろを見る、こういう立場で推し進めるわけにはいかぬので、これは。

○政府委員(田川誠一君) いま戸田委員がおっしゃったようなことで、一つ一つ補償をしていくということに、かりになりますれば、これは一般の災害に対しても国がすべて補償をしていかなければならないということになるわけでありまして、こうした問題はたいへん簡単には考えられませぬけれども、実際にすぐ実現できるというような事柄ではないの、これはございませぬでしょうか。

○戸田菊雄君 いずれも、あとで伺いますけれども、ぜひひとつ、この救済制度につきましましては万全の措置を政府としてはとるような、前進の方向でひとつ御検討願いたいと思っております。さらうけれども、むずかしい問題もあるでございませぬ。問題はいかに生命にかかわる問題でありますから、ひとつ真剣に御検討願いたいと思っております。

次に、東京都立大工学部で東京都の公害部と協力して、定期的に都内の汚染度のぐあいについて検討を進めてきたわけでありまして、一応この東京都立大の研究によりまして、東京に白いスモッグが突は発生している、こういうことなんです。が、こういうことについては厚生省としてはタッチされておるか、まずお伺いをしたい。

○政府委員(箱林宣夫君) 東京都の汚染状況の調査につきましては、厚生省のみならず調査をいたしましたし、あるいは東京都の調査に対しまして厚生省も協力して調査状況を把握しておるわけでありませぬ。東京都の大気汚染の数年前の状態は石炭等によりまして煙が相当多くなつておりました、一平方キロ当り三十トン近いほどの降下ば

いじんがあつたわけでありませぬ、それが漸次重油に切りかえ、しかも排出規制などいたしましたし、いまやスモッグの状態は黒いスモッグの状況ではなくて、それほど濃くない、いまお説のようないくつかのたほうがいよいよなスモッグを来たしております。ところが、そのスモッグなるものはばい煙こそございませぬが、その状況の中にかなりSO₂のような色のない有毒物質を相当含んでおる状況のスモッグを来たして、そういう傾向が漸次強まっておりますことは御指摘のとおりでございます。

○戸田菊雄君 大気汚染の基準濃度というものは、大体どのくらいにあるの、いいと思つておるのですか、その辺の見解はありますか。

○政府委員(箱林宣夫君) この大気汚染の標準といふことは、この程度以下であれば、まあ都市の環境としてはやむを得ないという線そのものが、今回提出いたしております公害対策基本法の中の環境基準に該当するものでありまして、その点は目下厚生省の公害審議会に諮問をいたしました。専門の先生に検討していただいているわけでございます。したがって、いまの段階でどの程度が適当であるかということをおし上げるまでには至っておりませぬ。

○戸田菊雄君 衆議院の公害対策委員会が四十二年四月二十一日、自動車排気ガス規制に関する決議案といふものが出されておるのです。これによりまして、少なくとも三分の一以下に押さえて、こういう趣旨になつておるわけですね。ですから、いま局長のおっしゃつたのを含めて、一体今後こういう基準といふものを早急につくらなければいけないと思つておるのですが、その辺のお考えはどうですか。

○政府委員(箱林宣夫君) お説のように大都市、ことに東京、大阪周辺におきましては、排出規制はいたしておりますが、漸次濃度は濃くなつてまいっております。したがって、できるだけ早急に環境基準をつくりまして、それ以上の汚染を食い止めるというふうな措置を講ずべきことは

御指摘のとおりでございます。

なお、ただいまお話のございました、三〇以下にとどめる部分はCOの濃度でございます。大原町の交差点、その他非常に交通が混雑いたします地点におきましては、漸次汚染の高まるおそれもございませぬので、この点も自動車の機構上の排出規制、あるいは交通の立体交差化というふうなことで、環境の基準をきめるだけでなく、それを守るような防止措置を強硬に推し進める必要が生じておると思つておる。

○戸田菊雄君 東京の白いスモッグは、時間もありませんから、はしよって要点を申し上げますが、東京都立大の加藤博士の発表によりまして、結局、最近プロパン車が相当増加してきておつて、その燃料であるプロパンガスの不良燃料、そういうものが出回つている証拠ではないか、こういうのでありますけれども、その辺に対して、厚生省としては何か調査をいたしておられますか。それからもう一つは、通産省として、そういういわばブレン類の混入燃料といふものが出回つているという事実について御存じかどうか、ひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員(箱林宣夫君) 御説のような、プロパン車から出てまいります炭化水素が原因となりまして白いスモッグを形成している面がございませぬ。この影響は高濃度の場合には呼吸障害を起こすわけございまして、最近の自動車排気ガスがどれだけ人体に影響するかということ、たまたま調査研究を進めておるところでございます。

○政府委員(角良良彦君) ただいまお話がございました白いスモッグにつきまして、その原因がLPG自動車にあるかどうかという点につきまして、現在なお明確な結論が出ていないかと思つておる。すけれども、少なくともLPG自動車に使用されますLPGにつきましましては、通常不飽和分が非常に多いとされておる。石油化学工場から出てまいりますものを充たさないで、自動車燃料としては一般の石油精製工場から出ますLPG、な

いは輸入のLPGを組み入れるように指導いたしておる次第でございます。

○戸田菊雄君　そういつた不飽和の炭化水素ですね。そういうものが発生するとすれば当然イソブテン、ブタジエン、こういうものが混入されている証拠だと加藤博士は指摘をしているのです。ですから、そういうことだとすれば、当然オイルスタンドではそういう技術的な操作はできない、当然メーカーに責任があるということを指摘しているわけですが、その辺はどうですか、通産省としての考えは。

○政府委員(両角良彦君)　御指摘の点につきましては、先ほどお話も出ました厚生省におきます研究調査等の成果を待ちまして、所要の対策を講じたいと考えますが、少なくとも現段階においては石油化学工場の不飽和分の多いLPGは、これを避けるように指導いたしておるという段階でございます。

○戸田菊雄君　最近非常に需要度が高まって、プロパンガスの品薄といいますが、そういう状態があると思いますが、そういうところがこの不良業者を現出させてしまったことになる。それが結局、白いスモッグの要因になっている。こういうことになるのであれば、これはたいへんなことだと思っております。だから、そういう問題に対して通産省としては、メーカーに対して適切な指導監督というものを強めていく必要があるのではないかと考えますが、その点はどうですか。

○政府委員(両角良彦君)　そのような問題につきましては御指摘のとおり、これに関係いたしておりますが、厚生省あるいは運輸省、通産省等、関係各省が十分協議、協力いたしまして、原因の究明なりあるいは所要の対策の推進をはかりたいと思っております。少なくとも通産省といたしましては、そのような原因究明にあたっての資料の提供その他については、積極的に協力をいたしてまいりたいと思っております。

○戸田菊雄君　終わります。

○委員長(松澤兼人君)　本日の調査はこの程度とし、これにて散会いたします。
午後三時五十七分散会

六月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、公害対策基本法案
- 一、公害対策基本法案(衆第一一〇号)
- 一、公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案(衆)
- 一、公害対策基本法案(衆第一六〇号)
- 一、公害対策基本法案(衆第二四〇号)

公害対策基本法案
公害対策基本法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 公害の防止に関する基本的施策
 - 第一節 環境基準(第八条)
 - 第二節 国の施策(第九条―第十六条)
 - 第三節 地方公共団体の施策(第十七条)
 - 第四節 特定地域における公害の防止(第十八条―第十九条)
 - 第五節 公害に係る被害の救済(第二十条)
- 第三章 費用負担及び財政措置等(第二十一条―第二十三条)
- 第四章 公害対策会議及び公害対策審議会
 - 第一節 公害対策会議(第二十四条―第二十五条)
 - 第二節 公害対策審議会(第二十六条―第二十七条)
- 附則
- 第一章 総則

図り、もつて国民の健康を保護するとともに、経済の健全な発展との調和を図りつつ、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘きやくによるものを除く。以下同じ)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この法律にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動による公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生を防止に資するように努めなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、国民の健康を保護し、及び生活環境を保全する使命を有することにかんがみ、公害の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、住民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(住民の責務)

第六条 住民は、国又は地方公共団体が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

(放射性物質による大気汚染等の防止)

第七条 放射性物質による大気汚染及び水質汚濁の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。

第二章 公害の防止に関する基本的施策

第一節 環境基準

第八条 政府は、大気汚染、水質汚濁及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準のうち、生活環境に係る基準を定めるにあつては、経済の健全な発展との調和を図るよう考慮しなければならない。

3 政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

第二節 国の施策

第九条 政府は、公害を防止するため、事業者等の遵守すべき基準を定める等により、大気汚染又は水質汚濁の原因となる物質の排出等に関する規制の措置を講じなければならない。

2 政府は、公害を防止するため、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭について、前項に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地利用及び施設の設置に関する規制)

第十条 政府は、公害を防止するため、土地利用に関し、必要な規制の措置を講ずるとともに、公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域について、公害の原因となる施設の設置を規制する措置を講じなければならない。

(公害防止に関する施設の整備等の推進)

第十一条 政府は、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業及び下水道その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業を推進する措置を講じなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第十二条 政府は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

(調査の実施)

第十三条 政府は、公害の予測に関する調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。

(科学技術の振興)

第十四条 政府は、公害の防止に資する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等必要な措置を講じなければならない。

(知識の普及等)

第十五条 政府は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。

(地域開発施策等における公害防止の配慮)

第十六条 政府は、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあつては、公害の防止について配慮しなければならない。

第三節 地方公共団体の施策

第十七条 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、前節に定める国の施策に準ずる施策を講ずるほか、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止のために必要なその他の施策を実施するものとする。

第四節 特定地域における公害の防止(公害防止計画の作成)

第十八条 内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する地域について、当該地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る計画(以下「公害防止計画」という。)の基本方針を示し

て関係都道府県知事に對し当該計画の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

2 関係都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けるものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の指示及び前項の承認を行なうにあつては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の指示を行なうにあつては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(公害防止計画の達成の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 公害に係る被害の救済

第二十条 政府は、公害に係る被害に関する救済の円滑な実施を図るために必要な制度の整備を行なうものとする。

第三章 費用負担及び財政措置等(費用負担)

第二十一条 事業者は、その事業活動による公害を防止するために国又は地方公共団体が実施する事業について、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の規定により事業者が同項の費用を負担させる場合における負担の対象となる費用の範囲、費用を負担させる事業者の範囲、各事業者に負担させる額の算出方法その他その負担に関

し必要な事項については、別に法律で定める。

(地方公共団体に対する財政措置)

第二十二条 国は、地方公共団体が公害の防止に関する施策を講ずるために要する費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者に対する助成)

第二十三条 国又は地方公共団体は、事業者が行なう公害の防止のための施設の整備について、必要な金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 公害対策会議及び公害対策審議会

第一節 公害対策会議

第二十四条 総理府に、附属機関として、公害対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。一 公害防止計画に関し、第十八条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、公害の防止に関する基本的かつ総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(組織等)

第二十五条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び

委員を助ける。

7 会議の庶務は、厚生省環境衛生局において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 公害対策審議会

(設置及び所掌事務)

第二十六条 総理府に、附属機関として、公害対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じ、公害対策に関する基本的事項を調査審議すること。

二 前号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(組織等)

第二十七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、公害の防止に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審議会の庶務は、厚生省環境衛生局において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中歴史的風土審議会の項の次に次のように加える。

公害対策会議	公害対策基本法(昭和四十二年法律第	号)第二十四条第二項各号に
公害対策審議会	掲げる事項を行なうこと。	
公害対策基本法	第二十六条第二項各号に掲げる事項を行なうこと。	

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項に次の一号を加える。

十七 公害対策会議及び公害対策審議会の庶務に關すること。

第九条の二第二項中「第十四号まで」の下に「及び第十七号」を加える。

第二十九條第一項の表中「公害審議會」を「生活環境審議會」に改める。

公害対策基本法案

公害対策基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 公害の防止に關する施策(第九條―第二十一條)

第三章 公害に係る被害についての救済制度(第二十二條)

第四章 公害対策委員会等(第二十三條―第二十五條)

附則

健康で文化的な生活を営むことは、国民の権利であり、財産権の行使が公共の福祉に適合すべきものであることは、近代国家における普通の原理である。しかるに、わが国においては、企業における社会的責任感の欠如等によつて公害が発生し、これにより国民の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源等が侵害されつつあり、産業自体にも被害が及びつつある。

近時、公害現象の顕在化により、公害対策に關するいくつかの立法がなされたといふものの、これらはほとんど応急対策の域を出ず、産業の著しい発達と都市における人口の過度の集中等は、今後ますます公害の発生を増加させる傾向にある。

しかも、公害の多くは、その影響が急激に顕現するものでなく、緩慢かつ隠微であつて、長時間にわたつて生ずるものであること、その影響と発

生源との間の因果關係を科学的に究明することが著しく困難であること等からみて、このまま推移すれば、その害毒はついに国家及び国民の消長にも重大な影響を及ぼすおそれがある。

ここにおいて、われら国民は、公害の増大がその発生源たる企業の存立をも否定しなければならぬような重大問題であることを認識するとともに、公害対策については、事業者、国及び地方公共団体が一体となつてあらゆる努力をなすべく、その政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事業者等について公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に關する責務を明らかにするとともに、総合的かつ基本的な公害対策の樹立を図り、もつて国民の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源等を公害から保護し、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、事業者の事業活動その他人の活動に伴つて生ずる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。)又は悪臭によつて、人の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源等を侵害することをいふ。

第三条 事業者は、公害の発生につき第一義的責任を有することを自覚すべきであり、次に掲げる責務を負ふ。

- 一 自らの事業活動によつて公害を発生させないよう万全の措置を講ずること。
- 二 物の製造、加工等を業とする事業者にあつては、その製造、加工等に係る物が使用されることによつて公害が発生しないように、その物の品質、構造等について、万全の措置を講ずること。

三 国及び地方公共団体の実施する公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に關する施策に協力すること。

2 公害を発生させた事業者は、故意又は過失がなくとも、当該公害に係る被害につき損害賠償の責を免れることはできない。

(国の責務)

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に關し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずる責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、自らその地域の社会的、自然的条件に即応した公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に關する施策を講ずるとともに、国の施策に協力する責務を有する。

(一般国民の協力義務等)

第六条 国民は、国及び地方公共団体の公害の発生の防止するための施策に協力するとともに、自らも公害を発生させないよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため必要かつ充分な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

第八条 政府は、公害に關する調査及び研究、公害の予防及び除去等の公害の防止に關する五年ごとの目標を定め、その目標を達成するための総合計画及びその年度別計画を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

第二章 公害の防止に關する施策

(公害に關する許容限度の設定)

第九条 中央公害対策委員会は、大気の汚染、水質の汚濁及び騒音のそれぞれについて、許容限度を設定しなければならない。

2 前項の許容限度は、地域の用途別、水域の利用目的別、昼夜の別、人口密度等を考慮して設定され、かつ、住居の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源等が侵害されないようにするため必要かつ充分な程度のものでなければならない。

3 第一項の許容限度については、それが前項の規定の趣旨に適合するものであるかどうかについて、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 中央公害対策委員会は、第一項の許容限度の設定又はその改定をする場合においては、中央公害対策審議会の意見をきかなければならない。

(排出等の基準の設定)

第十条 中央公害対策委員会は、大気の汚染、水質の汚濁又は騒音が前条第一項の許容限度をこえないようにするため、これらの原因となるばい煙、粉じん、ガス等の排出若しくは放散、汚水、廃液等の排出若しくは投棄又は警笛音、作業音、爆音等の発生につき、別に法律の定めるところにより、中央公害対策審議会の意見をきいて、事業者等が遵守すべき基準を設定しなければならない。

2 前項の基準は、地域の地形、気象状況等を配慮して設定されなければならない。

3 中央公害対策委員会は、振動又は地盤の沈下による公害の発生を防止するため、これらの原因となる機械等の衝撃又は地下水、天然ガス等の採取につき、別に法律の定めるところにより、中央公害対策審議会の意見をきいて、事業者等が遵守すべき基準を設定しなければならない。

4 中央公害対策委員会は、別に法律の定めるところにより、第一項及び前項の権限の一部を地方公害対策委員会（地方公害対策委員会を置かない都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）にあつては、都道府県知事又は市長）に委任することができる。

（事業者に対する規制）

第十一条 国は、工場又は事業場の操業による公害の発生を防止するため、工場若しくは事業場の開設前における公害防止施設等の確認又は操業開始後における公害防止施設等の改善命令若しくは操業の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、物が使用されることによる公害の発生を防止するため、物の製造、加工等を業とする事業者に対するその物の品質、構造、機能等を改善命令又はその物の製造、加工、販売等の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

（公害防止施設等に関する助成）

第十二条 国及び地方公共団体は、事業者が公害の発生を防止するために設備その他の施設等の設置等につき必要があると認められる場合には、これを助成するため、資金の確保及びあつせん、税制上の措置、助成金の交付等の必要な施策を講じなければならない。

（土地利用及び施設等の設置に関する規制）

第十三条 国は、公害の発生を防止するため、土地利用に関し、土地の用途別指定その他必要な規制をする施策を講ずるとともに、公害の発生原因となる施設等の設置を禁止し、又は制限する施策を講じなければならない。

（公害防止事業等）

第十四条 国及び地方公共団体は、緩衝地帯の設置等公害の発生防止のために必要な事業を実施し、及び下水道その他公害の発生防止に資

する公共施設を整備しなければならない。

2 事業者は、その事業活動による公害の発生を防止するために国又は地方公共団体を実施する事業について、その責任と受益の程度に応じ、別に法律の定めるところにより、その経費の全部又は一部を負担するものとする。

（許容限度の確保）

第十五条 第十一条、第十三条及び前条に規定する施策その他公害の発生防止に関する国又は地方公共団体の施策は、大気汚染、水質汚濁又は騒音が第九条第一項の許容限度をこえないよう策定され、及び実施されなければならない。

（監視、測定等の体制の整備）

第十六条 国及び地方公共団体は、公害の状況を把握し、及び公害の発生防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備しなければならない。

（公害に関する研究、調査等）

第十七条 政府は、公害の発生を防止するため、総合的に、公害に関する科学的基礎研究及び実態調査並びに公害の発生防止方策の研究及び公害防止施設等の技術開発を行なわなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定に準じて公害に関する研究及び調査を行なうよう努めなければならない。

3 政府は、地方公共団体が公害に関する研究及び調査を行なう場合においては、国の施策との調整を図り、その研究及び調査について指導し、及び助成するものとする。

4 国及び地方公共団体は、事業者又は民間研究機関等が公害に関する研究及び調査並びに公害防止施設等の技術開発を行なう場合においては、必要な指導及び援助その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

（公害防止の啓もう）

第十八条 国及び地方公共団体は、公害の発生防止の重要性について認識させる等その啓もうのために必要な措置を講じなければならない。

第十九条 国及び地方公共団体は、都市の開発及び整備並びに工場誘致等の計画の策定に当たつては、公害の発生を防止するよう適切な措置を講じなければならない。

（公害の顕著な地域等における特別の施策）

第二十条 国及び地方公共団体は、現に公害が著しく発生しており、又は著しく発生するおそれのある地域で、速やかに当該公害の除去又は発生防止を図る必要があるものについて、当該公害の除去又は発生防止を総合的かつ計画的に行なうため必要な施策を講じなければならない。

（その他の施策）

第二十一条 この章に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、公害の発生を防止するため、適切な規制をする等必要な施策を講じなければならない。

第三章 公害に係る被害についての救済制度

第二十二条 国は、公害に係る被害者に対する医療の給付若しくは生活費の給付又は公害に係る被害についての原状回復の実施等による救済制度及びこれに要する経費についての事業者に対する分担金の賦課等の制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、公害に係る紛争が生じた場合における中央公害対策委員会等によるあつせん、調停、損害賠償の裁定、差止め命令、原状回復命令等の紛争処理制度を確立するため必要な施策を講じなければならない。

第四章 公害対策委員会等

第二十三条 公害の発生防止に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、総理府の外局として、両議員の同意を得て任命される委員によつて組織される中央公害対策委員会を置く。

2 中央公害対策委員会には、事務局及びその地方支分部局、中央公害対策審議会並びに公害防止研究所を置くものとする。

（地方公害対策委員会等の設置）

第二十四条 その都道府県（指定都市の区域については、指定都市。以下同じ。）の区域に係る公害の発生防止に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、都道府県に、地方公害対策委員会を置くことができる。

2 地方公害対策委員会には、事務局及び地方公害対策審議会を置くものとする。

3 地方公害対策委員会を置かない都道府県に、別に法律の定めるところにより、地方公害対策審議会を置く。

（技術的職員等の配置）

第二十五条 中央公害対策委員会の事務局及びその地方支分部局並びに地方公害対策委員会の事務局には、公害の発生防止に関する指導、測定、監視、監督等のための充分な数の技術的職員が配置されなければならない。

2 地方公害対策委員会を置かない都道府県にあつても、前項の例により、技術的職員が配置されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

律の定めるところにより、総理府の外局として、両議員の同意を得て任命される委員によつて組織される中央公害対策委員会を置く。
2 中央公害対策委員会には、事務局及びその地方支分部局、中央公害対策審議会並びに公害防止研究所を置くものとする。
（地方公害対策委員会等の設置）
第二十四条 その都道府県（指定都市の区域については、指定都市。以下同じ。）の区域に係る公害の発生防止に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、都道府県に、地方公害対策委員会を置くことができる。
2 地方公害対策委員会には、事務局及び地方公害対策審議会を置くものとする。
3 地方公害対策委員会を置かない都道府県に、別に法律の定めるところにより、地方公害対策審議会を置く。
（技術的職員等の配置）
第二十五条 中央公害対策委員会の事務局及びその地方支分部局並びに地方公害対策委員会の事務局には、公害の発生防止に関する指導、測定、監視、監督等のための充分な数の技術的職員が配置されなければならない。
2 地方公害対策委員会を置かない都道府県にあつても、前項の例により、技術的職員が配置されなければならない。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案
公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案
（この法律の趣旨）
第一条 この法律は、公害対策基本法（昭和四十

二年法律第 号第二十条の施策について、
必要な事項を規定するものとする。

(公害防止計画の作成)

第二条 中央公害対策委員会は、次のいずれかに
該当する地域について、その地域において実施さ
れるべき公害の発生を防止に関する計画（以下
「公害防止計画」という。）の基本方針を示して、
関係地方公害対策委員会（地方公害対策委員
会を置かない都道府県又は指定都市（地方自治法
（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二
条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）に
あつては、都道府県知事又は市長。以下同じ。）に
対し、当該計画の策定を指示するものとする。

- 一 現に公害が著しく発生しており、かつ、公
害の発生を防止に關する施策を総合的に講じ
なければ当該公害の除去を図ることが著しく
困難であると認められる地域
- 二 人口及び産業の急速な集中等により公害が
著しく発生するおそれがあり、かつ、公害の
発生を防止に關する施策を総合的に講じなけ
れば当該公害の発生を防止することが著し
く困難であると認められる地域

- 2 地方公害対策委員会は、中央公害対策委員
会に対し、前項の指示を申し出ることができる。
市町村長（指定都市の市長を除く。）は、地方公
害対策委員会に対し、当該申出を求めることが
できる。
- 3 中央公害対策委員会は、第一項の指示を行な
うに当たつては、あらかじめ、関係地方公害對
策委員会の意見をきかなければならない。
- 4 地方公害対策委員会は、第一項の指示を受け
たときは、当該指示に係る基本方針に基づき、
当該都道府県知事又は当該指定都市の市長と協
議して公害防止計画を作成し、中央公害対策委
員会の承認を受けなければならない。
- 5 地方公害対策委員会は、前項の公害防止計画
を作成するに当たつては、都市計画その他土地
利用計画との調整を図るとともに、関係市町村
長（指定都市の市長を除く。）、関係住民、関係

事業者等の意見をきかなければならない。

6 中央公害対策委員会は、第一項の指示及び第
四項の承認を行なうに当たつては、関係行政機
関の長の意見をきかなければならない。

(公害防止計画の内容)

第三条 公害防止計画は、おおむね次に掲げる事
項について定めるものとする。

- 一 当該地域における公害の除去又は予防のた
めの、公害の発生の原因となる施設の立地の
規制及び土地利用の規制の具体的方策に關す
る計画
- 二 公害の発生を防止のために国又は地方公共
団体が実施すべき次に掲げる事業についての
具体的計画
- イ 緩衝地帯の設置に係る事業、一定の区域
の住民の住居若しくはその敷地を買い上
げ、又はこれに相当する家屋若しくは宅地
を造成給与する事業その他公害に係る被害
の発生を防止するための事業
- ロ 公害の発生を防止のために行なわれる工
場移転、共同処理施設の整備等に係る事業
- ハ 道路、下水道、汚水処理場、清掃施設そ
の他公害の発生を防止に資する公共施設の
整備に係る事業
- ニ イ及びロに掲げるもののほか、公害の発
生の防止を図るため、適正な土地利用のた
めに整備することが必要と認められる宅
地、工場団地その他土地の造成に係る事業
- 三 当該地域における公害の発生を防止のため
の施策を推進するために必要な監視、測定等
の体制の整備に關する事項

- 第四条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の
達成に必要な事業の実施その他の事項について
充分な措置を講じなければならない。
(費用の負担)
- 第五条 国は、政令の定めるところにより、公害
防止計画に基づいて実施する事業のうち当該地
方公共団体が行なう事業について、その経費の

一部を負担する。

2 事業者は、その事業活動による公害の発生を
防止するため国又は地方公共団体が公害防止計
画に基づいて実施する事業について、その責任
と受益の程度に応じて、その経費の全部又は一
部を負担しなければならない。

3 前項の経費を負担しなければならない事業者
の範囲及び経費の負担割合は、中央公害対策委
員会が定める標準に基づき、当該公害防止計画
に基づき事業を実施する者（以下「事業実施
者」という。）と関係事業者が協議して定めるも
のとし、協議が調わないときは、又は協議するこ
とができないときは、政令の定めるところによ
り、当該事業実施者の申立てにより中央公害對
策委員会又は地方公害対策委員会が決定する。

- 4 第二項の規定による負担金の額の通知及び納
入手続その他負担金に關し必要な事項は、政令
で定める。
- 5 第二項の規定による負担金をその納期限まで
に納付しない者がある場合においては、事業実
施者は、期限を指定して、その納付を督促しな
ければならない。
- 6 事業実施者は、前項の規定による督促をする
場合においては、納付義務者に対し、督促状を
発する。この場合において、督促状により指定
すべき期限は、督促状を発する日から起算して
二十日以上経過した日でなければならない。
- 7 事業実施者は、第五項の規定による督促を受
けた納付義務者がその指定の期限までにその負
担金及び第九項の規定による延滞金を納付しな
い場合においては、当該負担金が国の収入とな
る場合にあつては国税の、地方公共団体の収入
となる場合にあつては地方税の滞納処分の例に
より、滞納処分をすることができ。
- 8 前項の規定による徴収金の先取特権の順位
は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効
については、国税の例による。
- 9 事業実施者は、第五項の規定による督促をし
た場合においては、政令で定めるところによ

り、当該負担金の額百円につき一日四銭の割合
で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又
は財産差押えの日の前日までの日数により計算
した延滞金を徴収することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六箇月を
こえない範囲内において政令で定める日から施
行する。
- (地方財政法の一部改正)
2 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の
第十条第二号の次に次の一号を加える。
二の二 公害防止計画に基づいて実施する事
業に要する経費

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約百五
十億円の見込みである。（平年度約三百
億円）

公害対策基本法案
公害対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条―第九条）
- 第二章 公害の発生を防止に關する施策（第十
条―第二十条）
- 第三章 公害の顯著な地域等における特別の施
策（第二十一条―第二十四条）
- 第四章 公害に係る被害についての救済制度
（第二十五条）
- 第五章 事業者の費用負担（第二十六条）
- 第六章 公害対策委員会（第二十七条―第二十
九条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公害の発生を防止及び公害
に係る被害の救済に關する事業者、国及び地方

公共団体の責務を明らかにするとともに、総合的かつ基本的な公害対策の樹立を図り、もつて国民の健康、生活環境、財産、農林水産資源等を公害から保護し、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、事業者の事業活動その他の活動に伴つて生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。)又は悪臭によつて、人の健康、生活環境、財産、農林水産資源等に係る被害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動によつて公害を発生させないよう万全の措置を講ずる責務を負ふ。

2 物の製造、加工等を業とする事業者は、その製造、加工等に係る物が使用されることによつて公害が発生しないように、その物の品質、構造等について、万全の措置を講ずる責務を負ふ。

3 事業者は、国及び地方公共団体の実施する公害の防止及び公害に係る被害の救済に関する施策に協力しなければならない。

4 公害を発生させた事業者は、故意又は過失がなくとも、当該公害に係る被害につき損害賠償の責を免れることはできない。

(国の責務)

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、公害の防止及び公害に係る被害の救済に關し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずる責務を負ふ。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、自らその地域の社会的、自然的条件に即応した公害の防止及び公害に係る被害の救済に關する施策を講ずるとともに、国の施策に協力する責務を負ふ。

(公害対策の優先)

第六条 国及び地方公共団体の公害の防止に關する施策は、すべての産業政策及び企業利益に優先して策定され、及び実施されなければならない。

(一般国民の責務)

第七条 国民は、国及び地方公共団体の公害の発生を防止するための施策に協力するとともに、自らも公害を発生させないよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため必要かつ十分な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(公害の防止に關する総合計画等)

第九条 政府は、公害に關する調査及び研究、公害の予防及び除去等の公害の防止に關する十年ごとの目標を定め、その目標を達成するための総合計画及びその年度別計画を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に、前項の総合計画及び年度別計画の実施状況に關する報告書を提出しなければならない。

第三章 公害の防止に關する施策

(公害に關する許容限度の設定)

第十条 中央公害対策委員会は、大気汚染、水質汚濁及び騒音のそれぞれについて、許容限度を設定しなければならない。

2 前項の許容限度は、地域の用途別、水域の利用目的別、昼夜の別、人口密度等を考慮して設定され、かつ、住民の健康、生活環境、財産、農林水産資源等に侵害されないようにするため必要かつ充分な程度のものでなければならない。

3 第一項の許容限度については、それが前項の規定の趣旨に適合するものであるかどうかについて、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 中央公害対策委員会は、第一項の許容限度の設定又はその改定をする場合においては、中央公害対策審議会の意見をきかなければならない。

(排出等の基準の設定)

第十一条 中央公害対策委員会は、大気汚染、水質汚濁又は騒音が前条第一項の許容限度をこえないようにするため、これらの原因となるばい煙、粉じん、ガス等の排出若しくは放散、汚水、廃液等の排出若しくは投棄又は警笛音、作業音、爆音等の発生につき、別に法律の定めるところにより、中央公害対策審議会の意見をきいて、事業者等が遵守すべき基準を設定しなければならない。

2 中央公害対策委員会は、振動又は地盤の沈下による公害の発生を防止するため、これらの原因となる機械等の衝撃又は地下水、天然ガス等の採取につき、別に法律の定めるところにより、中央公害対策審議会の意見をきいて、事業者等が遵守すべき基準を設定しなければならない。

3 事業者等は、前二項の基準がこれらの規定に規定する排出、放散、投棄、発生、衝撃又は採取について許される最高限度のものであることにかんがみ、当該排出等をできる限り当該基準よりも低くするよう努めなければならない。

4 中央公害対策委員会は、別に法律の定めるところにより、第一項及び第二項の権限の一部を地方公害対策委員会に委任することができる。

(事業者に対する規制)

第十二条 国は、工場又は事業場の操業による公害の発生を防止するため、工場若しくは事業場の開設前における公害防止施設等の確認又は操業開始後における公害防止施設等の改訂命令若しくは操業の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、物が使用されることによる公害の発生を防止するため、物の製造、加工等を業とする事業者に対するその物の品質、構造、機能等の

改善命令又はその物の製造、加工、販売等の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

(公害防止施設等に関する助成)

第十三条 国及び地方公共団体は、事業者が公害の発生を防止するためにする設備その他の施設の設置等につき必要があると認められる場合においては、これを助成するため、資金の確保及びあつせん、税制上の措置、助成金の交付等の必要な施策を講じなければならない。

(土地利用及び施設の設置に關する規制)

第十四条 国は、公害の発生を防止するため、土地利用に關し、土地の用途別指定その他必要な規制をする施策を講ずるとともに、公害の発生原因となる施設の設置を禁止し、又は制限する施策を講じなければならない。

(公害防止事業等)

第十五条 国及び地方公共団体は、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業を実施し、及び下水道その他公害の発生を防止に資する公共施設を整備しなければならない。

(許容限度の確保)

第十六条 第十二条、第十四条及び前条に規定する施策その他公害の防止に關する国又は地方公共団体の施策は、大気汚染、水質汚濁又は騒音が第十条第一項の許容限度をこえないよう策定され、及び実施されなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第十七条 国及び地方公共団体は、公害の状況は把握し、及び公害の発生を防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備しなければならない。

(公害に關する研究、調査等)

第十八条 政府は、公害の発生を防止するため、総合的に、公害に關する科学的基礎研究及び実態調査並びに公害の防止方策の研究及び公害防止施設等の技術開発を行なわなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定に準じて公害に関する研究及び調査を行なうより努めなければならない。

3 政府は、地方公共団体が公害に関する研究及び調査を行なう場合においては、国の施策との調整を図り、その研究及び調査について指導し、及び助成するものとする。

4 国及び地方公共団体は、事業者又は民間研究機関等が公害に関する研究及び調査並びに公害防止施設等の技術開発を行なう場合においては、必要な指導及び援助その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

(公害防止の啓め)

第十九条 国及び地方公共団体は、公害の発生防止の重要性について認識させる等その啓めうのために必要な措置を講じなければならない。(都市の開発、整備等の際における公害防止の措置)

第二十条 国及び地方公共団体は、都市の開発及び整備並びに工場誘致等の計画の策定に当たつては、公害の発生を防止するよう適切な措置を講じなければならない。

第三章 公害の顕著な地域等における特別の施策

(公害防止計画の作成)

第二十一条 中央公害対策委員会は、次のいすれかに該当する地域について、その地域において実施されるべき公害の発生を防止する計画(以下「公害防止計画」という。)の基本方針を示して、関係地方公害対策委員会に対し、当該計画の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく発生しており、かつ、公害の発生を防止する施策を総合的に講じなければ当該公害の除去を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中等により公害が著しく発生するおそれがあり、かつ、公害の発生を防止する施策を総合的に講じなければ当該公害の発生を防止することが著しく困難であると認められる地域

く困難であると認められる地域

2 地方公害対策委員会は、中央公害対策委員会に対し、前項の指示を申し出ることができる。

市町村長(指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の市長を除く。は、地方公害対策委員会に対し、当該申出を求めることができる。

19 産業公害及び交通対策特別委員会 議録第九号 昭和四十二年六月十六日 【参議院】

3 中央公害対策委員会は、第一項の指示を行なうに当たつては、あらかじめ、関係地方公害対策委員会の意見をきかなければならない。

4 地方公害対策委員会は、第一項の指示を受けたときは、当該指示に係る基本方針に基づき、当該都道府県知事又は当該指定都市の市長と協議して公害防止計画を作成し、中央公害対策委員会の承認を受けなければならない。

5 地方公害対策委員会は、前項の公害防止計画を作成するに当たつては、都市計画その他土地利用計画との調整を図るとともに、関係市町村長(指定都市の市長を除く。)、関係住民、関係事業者等の意見をきかなければならない。

6 中央公害対策委員会は、第一項の指示及び第四項の承認を行なうに当たつては、関係行政機関の長の意見をきかなければならない。

(公害防止計画の内容)

第二十二条 公害防止計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該地域における公害の除去又は予防のため、公害の発生の原因となる施設の立地の規制及び土地利用の規制の具体的方策に関する計画

二 公害の発生を防止するために国又は地方公共団体を実施すべき次に掲げる事業についての具体的計画

イ 緩衝地帯の設置に係る事業、一定の区域の住民の住居若しくはその敷地を買い上げ、又はこれに相当する家屋若しくは宅地を造成し給与する事業その他公害に係る被害の発生を防止するための事業

生を防止するための事業

ロ 公害の発生を防止するために行なわれる工場移転、共同処理施設の整備等に係る事業

ハ 道路、下水道、汚水処理場、清掃施設その他公害の発生を防止に資する公共施設の整備に係る事業

ニ イ及びロに掲げるもののほか、公害の発生を防止するため、適正な土地利用のために整備することが必要と認められる宅地、工場団地その他土地の造成に係る事業

三 当該地域における公害の発生を防止するための施策を推進するために必要な監視、測定等の体制の整備に関する事項

(公害防止計画の達成)

第二十三条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な事業の実施その他の事項について充分な措置を講じなければならない。

第二十四条 国は、別に法律の定めるところにより、公害防止計画に基づいて実施する事業のうち当該地方公共団体が行なう事業について、その経費の一部を負担するものとする。

第四章 公害に係る被害についての救済制度

第二十五条 国は、公害に係る被害者に対する医療の給付若しくは生活費の給付又は公害に係る被害についての原状回復の実施等による救済制度及びこれに要する経費についての事業者に対する分担金の賦課等の制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、公害に係る紛争が生じた場合における中央公害対策委員会等によるあつせん、調停、損害賠償の裁定、差止め命令、原状回復命令等の紛争処理制度を確立するため必要な施策を講じなければならない。

第五章 事業者の費用負担

第二十六条 事業者は、その事業活動による公害の発生を防止するために国又は地方公共団体が実施する事業について、別に法律の定めるところにより、その経費の全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の経費を負担しなければならない事業者の範囲及び経費の負担割合は、別に法律の定めるところにより、中央公害対策委員会が定める標準に基づき、当該事業を実施する国又は地方公共団体と関係事業者が協議して定めるものとし、協議が調わないときは、又は協議をすることができないときは、当該国又は地方公共団体の申立てにより中央公害対策委員会が裁定するものとする。

第六章 公害対策委員会

(中央公害対策委員会の設置)

第二十七条 公害の発生を防止に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、総理府の外局として、両議院の同意を得て任命される委員によつて組織される中央公害対策委員会を置く。

2 中央公害対策委員会には、事務局、中央公害対策審議会並びに公害防止研究所を置くものとする。

(地方公害対策委員会の設置)

第二十八条 その都道府県(指定都市の区域については、指定都市。以下同じ。)の区域に係る公害の発生を防止に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、都道府県に、地方公害対策委員会を置く。

2 地方公害対策委員会には、事務局及び地方公害対策審議会を置くものとする。

(技術的職員)の配置

第二十九条 中央公害対策委員会及び地方公害対策委員会の事務局には、公害の発生を防止に関する指導、測定、監視、監督等のための充分な数の技術的職員が配置されなければならない。

2 地方公害対策委員会には、事務局及び地方公害対策審議会を置くものとする。

(技術的職員)の配置

第二十九条 中央公害対策委員会及び地方公害対策委員会の事務局には、公害の発生を防止に関する指導、測定、監視、監督等のための充分な数の技術的職員が配置されなければならない。

19 産業公害及び交通対策特別委員会 議録第九号 昭和四十二年六月十六日 【参議院】

19 産業公害及び交通対策特別委員会 議録第九号 昭和四十二年六月十六日 【参議院】

附則

この法律は、公布の日から施行する。

公害対策基本法案

公害対策基本法

目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 公害の発生防止に関する施策(第十一条―第二十条)

第三章 公害の顕著な地域等における特別の施策(第二十一条―第二十四条)

第四章 公害に係る被害についての救済制度(第二十五条)

第五章 公害対策委員会(第二十六条―第二十八条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、公害の発生防止及び公害に係る被害の救済に関する事業者、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、総合的かつ基本的な公害対策の樹立を図り、もつて国民の健康、生活環境、財産、農林水産資源等を公害から保護し、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、事業者の事業活動その他人の活動に伴つて生ずる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。)又は悪臭によつて、人の健康、生活環境、財産、農林水産資源等に係る被害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動によつて公害を発生させないよう万全の措置を講ずる責務を負う。

2 物の製造、加工等を業とする事業者は、その製造、加工等に係る物が使用されることによつて公害が発生しないように、その物の品質、構造等について、万全の措置を講ずる責務を負う。

3 事業者は、国及び地方公共団体の実施する公害の発生防止及び公害に係る被害の救済に関する施策に協力しなければならない。

4 公害を発生させた事業者は、故意又は過失がなくても、当該公害に係る被害につき損害賠償の責を免れることはできない。

(国の責務)

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、公害の発生防止及び公害に係る被害の救済に關し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずる責務を負う。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、自らその地域の社会的、自然的条件に即応した公害の発生防止及び公害に係る被害の救済に関する施策を講ずるとともに、国の施策に協力する責務を負う。

(公害対策の優先)

第六条 国及び地方公共団体の公害の発生防止に関する施策は、すべての産業政策及び企業利益に優先して策定され、及び実施されなければならない。

(一般国民の責務)

第七条 国民は、国及び地方公共団体の公害の発生を防止するための施策に協力するとともに、自らも公害を発生させないよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため必要かつ十分な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(公害の発生防止に関する総合計画等)

第九条 政府は、公害に関する調査及び研究、公害の予防及び除去等の公害の発生防止に関する五年ごとの目標を定め、その目標を達成するための総合計画及びその年度別計画を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に、前項の総合計画及び年度別計画の実施状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 公害の発生防止に関する施策

(公害に関する環境基準の設定)

第十条 中央公害対策委員会は、大気の汚染、水質の汚濁及び騒音のそれぞれについて、環境基準を設定しなければならない。

2 前項の環境基準は、地域の用途別、水域の利用目的別、昼夜の別、人口密度等を考慮して設定され、かつ、住民の健康、生活環境、財産、農林水産資源等が侵害されないようにするため必要かつ充分な程度のものでなければならない。

3 第一項の環境基準については、それが前項の規定の趣旨に適合するものであるかどうかについて、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 中央公害対策委員会は、第一項の環境基準の設定又はその改定をする場合においては、中央公害対策審議会の意見をきかなければならない。

(排出等の基準の設定)

第十一条 中央公害対策委員会は、大気の汚染、水質の汚濁又は騒音が前条第一項の環境基準をこえないようにするため、これらの原因となるばい煙、粉じん、ガス等の排出若しくは放散、汚水、廃液等の排出若しくは投棄又は警笛音、作業音、警音等の発生につき、別に法律の定めるところにより、中央公害対策審議会の意見をきいて、事業者等が遵守すべき基準を設定しなければならない。

2 前項の基準は、地域の地形、気象状況等を配慮して設定されなければならない。

3 中央公害対策委員会は、振動又は地盤の沈下による公害の発生を防止するため、これらの原因となる機械等の衝撃又は地下水、天然ガス等の採取につき、別に法律の定めるところにより、中央公害対策審議会の意見をきいて、事業者等が遵守すべき基準を設定しなければならない。

4 中央公害対策委員会は、別に法律の定めるところにより、第一項及び前項の権限の一部を地方公害対策委員会に委任することができる。

(事業者に対する規制)

第十二条 国は、工場又は事業場の操業による公害の発生を防止するため、工場若しくは事業場の開設前における公害防止施設等の確認又は操業開始後における公害防止施設等の改善命令若しくは操業の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、物が使用されることによる公害の発生を防止するため、物の製造、加工等を業とする事業者に対するその物の品質、構造、機能等の改善命令又はその物の製造、加工、販売等の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

(公害防止施設等に関する助成)

第十三条 国及び地方公共団体は、事業者が公害の発生を防止するためにする設備その他の施設の設置等につき必要があるとき認められる場合においては、これを助成するため、資金の確保及びあつせん、税制上の措置、助成金の交付等の必要な施策を講じなければならない。

2 前項の施策には、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(土地利用及び施設の設置に関する規制)

第十四条 国は、公害の発生を防止するため、土地利用に關し、土地の用途別指定その他必要な規制をする施策を講ずるとともに、公害の発生原因となる施設の設置を禁止し、又は制限する施策を講じなければならない。

(公害防止事業等)

第十五条 国及び地方公共団体は、緩衝地帯の設置等公害の発生防止のために必要な事業を実施する

施し、及び下水道その他公害の発生を防止に資する公共施設を整備しなければならない。

2 事業者は、その事業活動による公害の発生を防止するために国又は地方公共団体が実施する事業について、別に法律の定めるところにより、その経費の全部又は一部を負担するものとする。

3 前項の経費を負担しなければならない事業者の範囲及び経費の負担割合は、別に法律の定めるところにより、中央公害対策委員会が定める標準に基づき、当該事業を実施する国又は地方公共団体と関係事業者が協議して定めるものとし、協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当該国又は地方公共団体の申立てにより中央公害対策委員会が裁定するものとする。

(環境基準の確保)

第十六条 第十二条、第十四条及び前条に規定する施策その他公害の発生を防止する国又は地方公共団体の施策は、大気汚染、水質汚濁又は騒音が第十條第一項の環境基準をこえないよう策定され、及び実施されなければならない。(監視、測定等の体制の整備)

第十七条 国及び地方公共団体は、公害の状況は把握し、及び公害の発生を防止するための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備しなければならない。

(公害に関する研究、調査等)

第十八条 政府は、公害の発生を防止するため、総合的に、公害に関する科学的基礎的研究及び実態調査並びに公害の発生を防止方策の研究及び公害防止施設等の技術開発を行なわなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定に準じて公害に関する研究及び調査を行なうよう努めなければならない。

3 政府は、地方公共団体が公害に関する研究及び調査を行なう場合には、国の施策との

調整を図り、その研究及び調査について指導し、及び助成するものとする。

4 国及び地方公共団体は、事業者又は民間研究機関等が公害に関する研究及び調査並びに公害防止施設等の技術開発を行なう場合においては、必要な指導及び援助その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

(公害防止の啓蒙)

第十九条 国及び地方公共団体は、公害の発生を防止の重要性について認識させる等の啓蒙ののために必要な措置を講じなければならない。(都市の開発、整備等の際における公害防止の措置)

第二十条 国及び地方公共団体は、都市の開発及び整備並びに工場誘致等の計画の策定に当たっては、公害の発生を防止するよう適切な措置を講じなければならない。

第三章 公害の顕著な地域等における特別の施策

(公害防止計画の作成)

第二十一条 中央公害対策委員会は、次のいずれかに該当する地域について、その地域において実施されるべき公害の発生を防止に関する計画(以下「公害防止計画」という。)の基本方針を示して、関係地方公害対策委員会に対し、当該計画の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく発生しており、かつ、公害の発生を防止に関する施策を総合的に講じなければならない当該公害の除去を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中等により公害が著しく発生するおそれがあり、かつ、公害の発生を防止に関する施策を総合的に講じなければならない当該公害の発生を防止することが著しく困難であると認められる地域

2 地方公害対策委員会は、中央公害対策委員会に対し、前項の指示を申し出ることができる。市町村長(指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項

の指定都市をいう。以下同じ。)の市長を除く。)は、地方公害対策委員会に対し、当該申出を求めることができる。

3 中央公害対策委員会は、第一項の指示を行なうに当たっては、あらかじめ、関係地方公害対策委員会の意見をきかなければならない。

4 地方公害対策委員会は、第一項の指示を受けたときは、当該指示に係る基本方針に基づき、当該都道府県知事又は当該指定都市の市長と協議して公害防止計画を作成し、中央公害対策委員会の承認を受けなければならない。

5 地方公害対策委員会は、前項の公害防止計画を作成するに当たっては、都市計画その他土地利用計画との調整を図るとともに、関係市町村長(指定都市の市長を除く。)、関係住民、関係事業者等の意見をきかなければならない。

6 中央公害対策委員会は、第一項の指示及び第四項の承認を行なうに当たっては、関係行政機関の長の意見をきかなければならない。

(公害防止計画の内容)

第二十二条 公害防止計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該地域における公害の除去又は予防のため、公害の発生の原因となる施設の立地の規制及び土地利用の規制の具体的方策に関する計画

二 公害の発生を防止するために国又は地方公共団体が実施すべき次に掲げる事業についての具体的計画

イ 緩衝地帯の設置に係る事業、一定の区域の住民の住居若しくはその敷地を買い上げ、又はこれに相当する家屋若しくは宅地を造成給与する事業その他公害に係る被害の発生を防止するための事業

ロ 公害の発生を防止するために行なわれる工場移転、共同処理施設の整備等に係る事業

ハ 道路、下水道、汚水処理場、清掃施設その他公害の発生を防止に資する公共施設の整備に係る事業

ニ イ及びロに掲げるもののほか、公害の発生を防止を図るため、適正な土地利用のために整備することが必要と認められる宅地、工場団地その他土地の造成に係る事業

三 当該地域における公害の発生を防止のための施策を推進するために必要な監視、測定等の体制の整備に関する事業

(公害防止計画の達成)

第二十三条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な事業の実施その他の事項について充分な措置を講じなければならない。

第二十四条 国は、別に法律の定めるところにより、公害防止計画に基づいて実施する事業のうち当該地方公共団体が行なう事業について、その経費の一部を負担するものとする。

第四章 公害に係る被害についての救済制度

第二十五条 国は、公害に係る被害者に対する医療の給付若しくは生活費の給付又は公害に係る被害についての原状回復の実施等による救済制度及びこれに要する経費についての事業者に対する分担金の賦課等の制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、公害に係る紛争が生じた場合における中央公害対策委員会等によるあつせん、調停、損害賠償の裁定、差止め命令、原状回復命令等の紛争処理制度を確立するため必要な施策を講じなければならない。

第五章 公害対策委員会

(中央公害対策委員会の設置)

第二十六条 公害の発生を防止する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、総理府の外局として、両議院の同意を得て任命される委員によつて組織される中央公害対策委員会を置く。

2 中央公害対策委員会には、事務局、中央公害対策審議会並びに公害防止研究所を置くものと

する。

(地方公害対策委員会の設置)

第二十七条 その都道府県(指定都市の区域については、指定都市。以下同じ。)の区域に係る公害の発生の防止に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、都道府県に、地方公害対策委員会を置く。

2 地方公害対策委員会には、事務局及び地方公害対策審議会を置くものとする。

(技術的職員)の配置)

第二十八条 中央公害対策委員会及び地方公害対策委員会の事務局には、公害の発生の防止に関する指導、測定、監視、監督等のための充分な数の技術的職員が配置されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十二年六月二十四日印刷

昭和四十二年六月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局